

4 写真の省略

工事写真は次の場合は省略するものとする。

- (1) 品質管理写真については、公的機関で実施された品質証明書を整備できる場合。
- (2) 出来形管理写真については、完成後明視でき容易に測定可能な箇所。
- (3) 監督職員または現場技術員が臨場して段階確認した箇所（不可視部分を含む）の出来形管理写真。

5 写真の編集等

写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。ただし、「デジタル工事写真の小黑板情報電子化について」（平成 29 年 3 月 31 日付け、28 高技管第 329 号）に基づく小黑板情報の電子的記入は、これに当たらない。

6 色彩、寸法及び形式

(1) 色彩

工事写真は、デジタル写真管理情報基準によるが、電子納品対象工事でない場合については、カラーフィルムのカラープリントまたは、デジタルカメラの場合は、カラープリンター300bpi 以上とする。

(2) 寸法

デジタル写真管理情報基準によるが、電子納品対象工事でない場合については、サービス版サイズ程度とし、監督職員が必要に応じ指示する場合は、受注者はこれに従うとともに、工事写真等を、A4 版の大きさの工事写真帳に整理するものとする。

(3) 形式

デジタル写真管理情報基準によるが、電子納品対象工事でない場合については、工事写真の撮影機の形式は、ネガフィルムを使用するスチールカメラまたは、デジタルカメラとする。

7 施工状況写真

工種毎に主要な施工中の状況等を工事施工段階の記録として撮影しなければならない。

また、工事着手前、工事途中、完成の写真が相互に関連するように、工事箇所の全体的な状況写真を撮影し、工事工程が段階的に概況把握できるよう写真管理を行わなければならない。

なお、施工状況写真については、ビデオ等の活用ができるものとする。

8 出来形管理写真

外面から明視できない部分の出来形寸法等は、記録として撮影しなければならない。ただし、監督職員または現場技術員が臨場して段階確認した箇所の出来形管理写真撮影は省略する。

監督職員または現場技術員がやむを得ず立ち会うことのできない場合は、適宜な方法の指示を受け、出来形寸法や作業状況等が確認できる写真撮影を行い、その結果の確認を受けなければならない。

9 品質管理写真

品質管理における試験、検査及び測定時には監督職員が立会、確認し写真撮影することを原則とする。

ただし、監督職員がやむを得ず立ち会うことのできない場合は、受注者は監督職員がその都度指示する適宜の方法に従い、その結果の確認を得なければならない。

10 災害写真

工事中における災害については、受注者は災害以前の管理資料と災害後の管理資料の比較を、次の事項を考慮して撮影しておかなくてはならない。

- (1) 被災状況を確認できるように、洪水、漏水、決壊、崩壊等の状況及び臨機の措置の施工等を撮影すること。
- (2) 撮影は、工事箇所付近の災害状況、被災箇所全域状況等、また、被災箇所の寸法等が判別出来るよ

う撮影をすること。

11 事故写真

事故箇所の発生前、発生直後、発生後の事故状況が分かる写真及び、安全対策実施状況等を撮影する。

12 その他（公害、環境、工事損害影響管理写真）

受注者は、工事により第三者の物件等に損害の影響が考えられる場合は、事前、施工中、事後の工事影響のわかる調査写真を撮影し、監督職員に提出しなければならない。

環境対策として、イメージアップ等の各施設設置状況等を撮影する。

（品質証明）

第10条 受注者は、設計図書で品質証明の対象工事と明示された場合には、品質証明に従事する者が事前に品質確認を行い、検査時にその結果を所定の様式により提出しなければならない。

（検査）

第11条 受注者は、工事検査に際しこの要綱に定める管理資料等を監督職員に提出しなければならない。また、電子納品については「電子納品運用に関するガイドライン 工事編」による。

（その他）

第12条 この要綱によりがたいものは、監督職員と協議のうえ別途定めることができる。また、この要綱に定めるほか必要と認める管理方法等について適宜追加することができる。

なお、施工途中で管理が必要となったものは、協議の上実施できるものとする。

附則

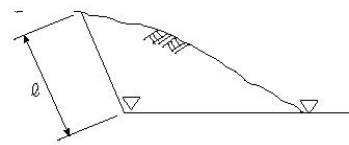
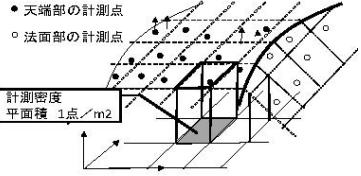
- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行し、同日以降契約する工事から適用する。
- 2 この要綱は、平成20年5月1日から施行し、同日以降契約する工事から適用する。
- 3 この要綱は、平成21年4月1日から施行し、同日以降契約する工事から適用する。
- 4 この要綱は、平成29年10月1日から施行し、同日以降契約する工事から適用する。
- 5 この要綱は、平成30年10月1日から施行し、同日以降契約する工事から適用する。
- 6 この要綱は、令和元年10月1日から施行し、同日以降契約する工事から適用する。
- 7 この要綱は、令和2年10月1日から施行し、同日以降契約する工事から適用する。
- 8 この要綱は、令和3年4月1日から施行し、同日以降契約する工事から適用する。
- 9 この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第7節 縁石工	10-16-7-3		縁石工		3-2-3-5 縁石工	I-8
第8節 防護柵工	10-16-8-3		路側防護柵工		3-2-3-8 路側防護柵工	I-9
	10-16-8-4		防止柵工		3-2-3-7 防止柵工	I-9
	10-16-8-5		ボックスビーム工		3-2-3-8 路側防護柵工	I-9
	10-16-8-6		車止めポスト工		3-2-3-7 防止柵工	I-9
第9節 標識工	10-16-9-3		小型標識工		3-2-3-6 小型標識工	I-8
	10-16-9-4		大型標識工		10-2-9-4 大型標識工	I-118
第10節 区画線工	10-16-10-2		区画線工		3-2-3-9 区画線工	I-10
第12節 道路付属施設工	10-16-12-4		道路付属物工		3-2-3-10 道路付属物工	I-10
	10-16-12-5		ケーブル配管工		10-2-12-5 ケーブル配管工	I-119
	10-16-12-6		照明工		10-2-12-6 照明工	I-119
第13節 軽量盛土工	10-16-13-2		軽量盛土工		1-2-4-3 路体盛土工	I-6
第14節 擁壁工	10-16-14-3		場所打擁壁工		3-2-15-1 場所打擁壁工	I-87
	10-16-14-4		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2 プレキャスト擁壁工	I-87
第15節 石・ブロック積(張)工	10-16-15-3		コンクリートブロック工		3-2-5-3 コンクリートブロック工	I-26
	10-16-15-4		石積(張)工		3-2-5-5 石積(張)工	I-27
第16節 カルバート工	10-16-16-4		場所打函渠工		10-1-9-6 場所打函渠工	I-115
	10-16-16-5		プレキャストカルバート工		3-2-3-28 プレキャストカルバート工	I-17
第17節 法面工	10-16-17-2		植生工		3-2-14-2 植生工	I-84
	10-16-17-3		法面吹付工		3-2-14-3 吹付工	I-85
	10-16-17-4		法枠工		3-2-14-4 法枠工	I-86
	10-16-17-6		アンカー工		3-2-14-6 アンカー工	I-86
	10-16-17-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27 羽口工	I-17
ふとんかご				3-2-3-27 羽口工	I-17	
第18節 落石雪害防止工	10-16-18-4		落石防止網工		10-1-11-4 落石防止網工	I-115
	10-16-18-5		落石防護柵工		10-1-11-5 落石防護柵工	I-115
	10-16-18-6		防雪柵工		10-1-11-6 防雪柵工	I-116
	10-16-18-7		雪崩予防柵工		10-1-11-7 雪崩予防柵工	I-116
第20節 鋼桁工	10-16-20-3		鋼桁補強工		10-16-3-4 桁補強材製作工	I-139
第21節 橋梁支承工	10-16-21-3		鋼橋支承工		10-4-5-10 支承工	I-126
	10-16-21-4		PC橋支承工		10-4-5-10 支承工	I-126
第22節 橋梁付属物工	10-16-22-3		伸縮継手工(ゴムジョイント)			I-140
	10-16-22-4		落橋防止装置工		10-4-8-3 落橋防止装置工	I-127
	10-16-22-6		地覆工		10-4-8-5 地覆工	I-127
	10-16-22-7		橋梁用防護柵工		10-4-8-6 橋梁用防護柵工	I-127
	10-16-22-8		橋梁用高欄工		10-4-8-7 橋梁用高欄工	I-127
	10-16-22-9		検査路工		10-4-8-8 検査路工	I-127
第25節 現場塗装工	10-16-25-3		橋梁塗装工		3-2-3-31 現場塗装工	I-19
	10-16-25-6		コンクリート面塗装工		3-2-3-11 コンクリート面塗装工	I-10

表-1 出来形管理基準及び規格値

第1 一般土木工事の部

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
1 共通 編	2 土 工	3 河 川 ・ 海 岸 ・ 砂 防 土 工	2	1	掘削工	基 準 高 ▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編 計測技術（断面管理の場合）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は掘削部の両端で測定。		1-2-3-2		
						法長 l	$l < 5m$				-200	
							$l \geq 5m$				法長-4%	
				2	掘削工 (面管理の場合)	平 場	標高較差	±50	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編 多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。			
						法面 (小段含む)	水平または 標高較差	±70				±160

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	2	3	掘削工 (水中部) (面管理の場合)		平均值	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)河川浚渫工事編」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、そのほか本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面の全面とし、すべての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。		1-2-3-2	
						平場	標高較差	±50				±300
						法面 (小段含む)	水平または 標高較差	±70				±300

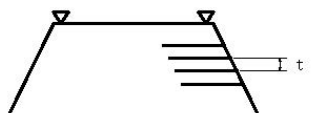
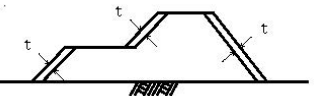
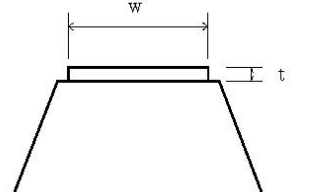
出来形管理基準及び規格値

單位：mm

I-1-2

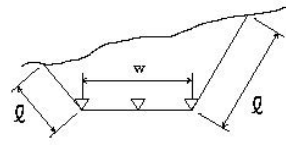
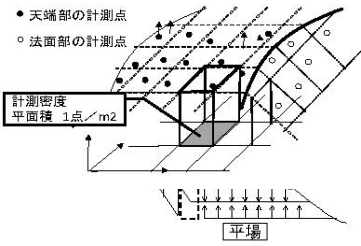
-313-2-

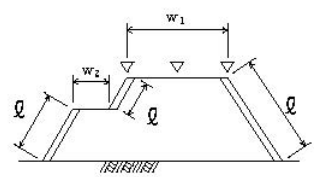
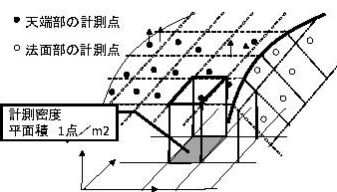
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要			
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	3	1	盛土工	基準高▽	-50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 基準高は各法肩で測定。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編 計測技術（断面管理の場合）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は各法肩で測定。		1-2-3-3			
						法長φ	φ<5m				-100		
							φ≥5m				法長-2%		
						幅 w1, w2					-100		
						勾配	S<1割				±0.5分		
				S≥1割	±1.0分								
				2	盛土工 (面管理の場合)			平均値	個々の計測値			1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編 多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は天端面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	
						天端	標高較差	-50	-150				
						法面 4割<勾配	標高較差	-50	-170				
						法面 4割≥勾配 (小段含む)	標高較差	-60	-170				
※ただし、ここでの勾配は、鉛直方向の長さ1に対する、水平方向の長さXをX割と表したものの													

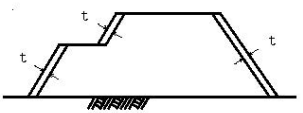
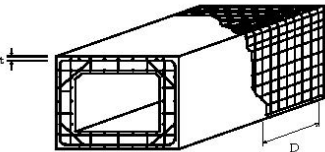
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
1 共通 編	2 土 工	3 河 川 ・ 海 岸 ・ 砂 防 土 工	4		盛土補強工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基 準 高 ∇	-50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		1-2-3-4	
						厚 さ t	-50				
						控 え 長 さ	設計値以上				
						勾 配	±0.5分				
1 共通 編	2 土 工	3 河 川 ・ 海 岸 ・ 砂 防 土 工	5		法面整形工 (盛土部)	厚 さ t	※-30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。		1-2-3-5	
1 共通 編	2 土 工	3 河 川 ・ 海 岸 ・ 砂 防 土 工	6		堤防天端工	厚さ t	t < 15cm	-25	幅は、施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 厚さは、施工延長200mにつき1ヶ所、200m以下は2ヶ所、中央で測定。		1-2-3-6
							t ≥ 15cm	-50			
						幅 w		-100			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要				
1 共 通 編	2 土 工	4 道 路 土 工	1		道路一般 (IP)	延長	L < 30m	±10	1 施工箇所につき 1 ヶ所。	IP 点間距離の計算値と測定値との差を 求める。IP 点間距離が直接測定出来な い場合は、IP を含めた 4 級基準点測量 により求めた IP の座標値との差を求 める。	1-2-4-1			
							L ≥ 30m	±L/3,000						
					道路一般 (中心線)	延長	偏 心		±10	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。 基準高は、道路中心線及び端部で測 定。	隣接する中心点等の点間距離の計算値 と測定値との差を求める。			
							L < 20m	±10						
					道路一般 (路面)	砂利	基準高▽	±50	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。	基準高は、路面両端部で測定。	測定項目欄の 砂利とは、舗 装計画のない 路面をいい、 舗装とは、舗 装計画のある 路面をいう。			
							全 幅	±50						
						舗装	基準高▽	±30		基準高は、道路中心線及び端部で測 定。				
							幅 員	±25		中心線から左右路面端部を管理。				

出来形管理基準及び規格値

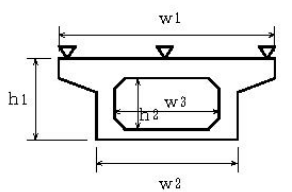
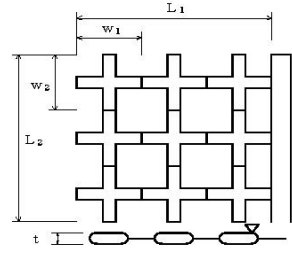
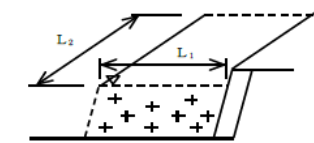
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
1 共通編	2 土工	4 道路土工	2	1	掘削工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編 計測技術（断面管理の場合）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は、道路中心線及び端部で測定。		1-2-4-2	
						法長ℓ	ℓ<5m				-200
							ℓ≥5m				法長-4%
						幅	w				-100
						勾配	S<1割				±0.5分
				S≥1割	±1.0分						
				2	掘削工 (面管理の場合)	平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編 多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平表面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。			
						平場	標高較差			±50	±150
						法面 (小段含む)	水平または 標高較差			±70	±160
						法面 (軟岩Ⅰ) (小段含む)	水平または 標高較差			±70	±330

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
1 共通編	2 土工	4 道路土工	3 4	1	路体盛土工 路床盛土工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編 計測技術（断面管理の場合）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書 の測点毎。基準高は、道路中心線及び端部で測定。		1-2-4-3 1-2-4-4	
						法長ℓ	ℓ<5m				-100
							ℓ≥5m				法長-2%
						幅	w ₁ , w ₂				-100
						勾配	S<1割				±0.5分
				S≥1割	±1.0分						
				2	路体盛土工 路床盛土工 (面管理の場合)	天端	標高較差	±50	±150	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編 多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は天端面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	
						法面 (小段含む)	標高較差	±80	±190		
						平均値					
						個々の計測値					

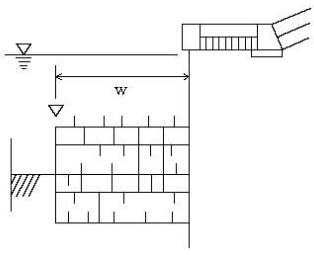
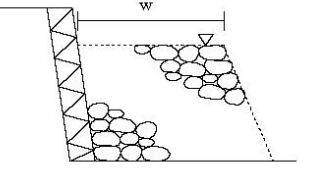
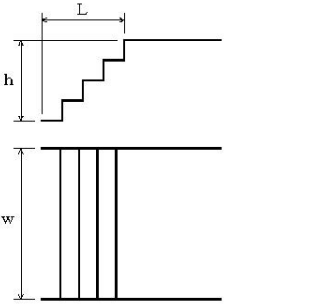
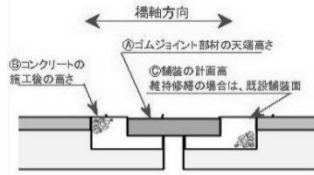
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通 編	2 土 工	4 道 路 土 工	5		法面整形工 (盛土部)	厚 さ t	※-30	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。		1-2-4-5
1 共通 編	3 無 筋、 鉄 筋 コ ン ク リ ー ト	7 鉄 筋 工	4		組立て	平均間隔 d	± φ	$d = \frac{D}{n-1}$ D：n本間の延長 n：10本程度とする φ：鉄筋径		1-3-7-4
						かぶり t	± φ かつ 最小かぶり 以上			
						工事の規模に応じて、1 リフト、1 ロット当たりに対して各面で一箇所以上測定する。最小かぶりは、コンクリート標準示方書（設計編：標準7編2章2.1）参照。ただし、道路橋示方書の適用を受ける橋については、道路橋示方書（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編5.2）による。 注1) 重要構造物 かつ主鉄筋について適用する。 注2) 橋梁コンクリート床版桁（PC橋含む）の鉄筋については、第3編3-2-18-2床版工を適用する。 注3) 新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外）の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する。				

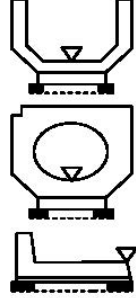
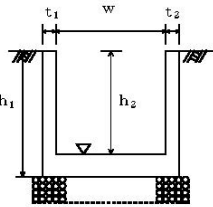
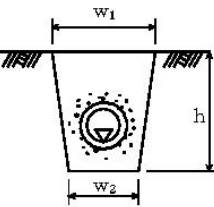
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	4		矢板工〔指定仮設・任意仮設は除く〕 (鋼矢板) (軽量鋼矢板) (コンクリート矢板) (広幅鋼矢板) (可とう鋼矢板)	基 準 高 ∇	±50	基準高は施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 変位は、施工延長 20m (測点間隔 25m の場合は 25m) につき 1ヶ所、延長 20m (又は 25m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。		3-2-3-4	
						根 入 長	設計値以上				
						変 位 ϕ	100				
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	5		縁石工 (縁石・アスカープ)	延 長 L	-200	1ヶ所/1 施工箇所		3-2-3-5	
								ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工事編 計測技術(断面管理の場合)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。			
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	6		小型標識工	設 置 高 さ H	設計値以上	1ヶ所/1 基		3-2-3-6	
						基礎	幅 w (D)	-30			基礎 1 基毎
							高 さ h	-30			
							根入れ長	設計値以上			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	7		防止柵工 (立入防止柵) (転落(横断)防止柵) (車止めポスト)	基礎	幅 w	-30	単独基礎 10 基につき 1 基、10 基以下のものは 2 基測定。測定箇所は 1 基につき 1 ヶ所測定。		3-2-3-7
							高さ h	-30			
						パイプ取付高 H	+30 -20	1 ヶ所 / 1 施工箇所			
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	8	1	路側防護柵工 (ガードレール)	基礎	幅 w	-30	1 ヶ所 / 施工延長 40m 40m 以下のものは、2 ヶ所 / 1 施工箇所。		3-2-3-8
							高さ h	-30			
						ビーム取付高 H	+30 -20	1 ヶ所 / 1 施工箇所			
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	8	2	路側防護柵工 (ガードケーブル)	基礎	幅 w	-30	1 ヶ所 / 1 基礎毎		3-2-3-8 ※ワイヤロープ式防護柵にも適用する
							高さ h	-30			
							延長 L	-100			
						ケーブル取付高 H	+30 -20	1 ヶ所 / 1 施工箇所			

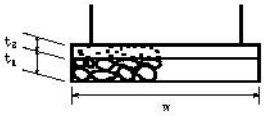
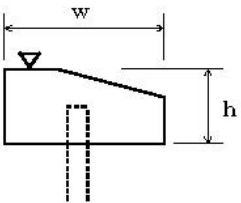
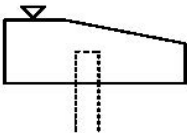
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要						
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	16	2	PC押出し箱桁製作工	幅(上) w_1	-5~+30	桁全数について測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第3編 3-2-18-2床版工に準ずる。 ϕ : 桁長 (m)		3-2-3-16 注) 新設のコンクリート構造物(橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積 25㎡以上のボックスカルバート(工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外)の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する						
						幅(下) w_2	-5~+30									
						内空幅 w_3	±5									
						高さ h_1	+10 -5									
						内空高さ h_2	+10 -5									
桁 長 ϕ	$\phi < 15 \dots \pm 10$ $\phi \geq 15 \dots$ $\pm (\phi - 5)$ かつ -30mm 以内															
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	17		根固めブロック工	層積	基準高 ∇	±100	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 幅、厚さは 20 個につき 1ヶ所測定。 1 施工箇所毎		3-2-3-17					
							厚さ t	-20								
							幅 W_1, W_2	-20								
							延長 L_1, L_2	-200								
						乱積	基準高 ∇	± t / 2	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 1 施工箇所毎							
							延長 L_1, L_2	- t / 2								

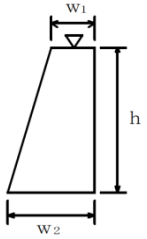
tは根固めブロックの高さ

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	18		沈床工	基準高 ▽	±150	1組毎		3-2-3-18
						幅 w	±300			
						延長 L	-200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	19		捨石工	基準高 ▽	-100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-19
						幅 w	-100			
						延長 L	-200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	22		階段工	幅 w	-30	1回/1施工箇所		3-2-3-22
						高さ h	-30			
						長さ L	-30			
						段数	±0段			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	24	1	伸縮装置工 (ゴムジョイント)	据付け高さ	±3	高さについては車道端部及び中央部付近の3点		3-2-3-24
						表面の凹凸	3			
						仕上げ高さ	舗装面に対し 0~-2			

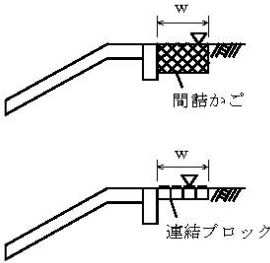
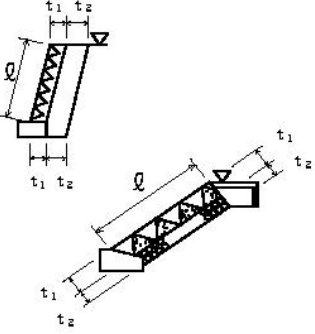
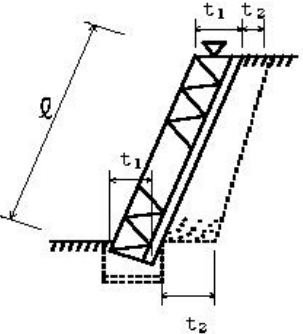
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	29	1	側溝工 (プレキャストU型側溝) (L型側溝工) (自由勾配側溝) (管渠)	基 準 高 ∇	± 30	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50 m) につき 1ヶ所、施工延長 40 m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案) 舗装工事編 計測技術 (断面管理の場合)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 1ヶ所 / 1 施工箇所 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案) 舗装工事編 計測技術 (断面管理の場合)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		3-2-3-29
						延 長 L	-0.5% ただし 最大-200 最小-50			
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	29	2	側溝工 (場所打水路工)	基 準 高 ∇	± 30	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50 m) につき 1ヶ所、施工延長 40 m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 1 施工箇所毎		3-2-3-29
						厚 さ t_1, t_2	-20			
						幅 w	-30			
						高 さ h_1, h_2	-30			
						延 長 L	-0.5% ただし 最大-200 最小-50			
						勾 配	± 0.5 分			
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	29	3	側溝工 (暗渠工)	基 準 高 ∇	± 30	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所。 延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工につき 2ヶ所。 「TS 等光波方式を用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 1 施工箇所毎 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案) 舗装工事編 計測技術 (断面管理の場合)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		3-2-3-29
						幅 w_1, w_2	-50			
						深 さ h	-30			
						延 長 L L < 20m L \geq 20m	-50 -100			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	30		集水桝工	基 準 高 ∇	± 30	1ヶ所毎 ※は、現場打部分のある場合		3-2-3-30
						※厚さ $t_1 \sim t_5$	-20			
						※幅 w_1, w_2	-30			
						※高さ h_1, h_2	-30			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	31		現場塗装工	塗 膜 厚	<p>a. ロットの塗膜厚平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。</p> <p>b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。</p> <p>c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。</p>	<p>塗装終了時に測定。</p> <p>1ロットの大きさは500m²とする。</p> <p>1ロット当たりの測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1ロットの面積が200m²に満たない場合は10m²ごとに1点とする。</p>	3-2-3-31	

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	4 基礎 工	1		一般事項 (切込砂利) (砕石基礎工) (割り石基礎工) (均しコンクリート)	幅 w	設計値以上	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。		3-2-4-1
						厚 さ t ₁ , t ₂	-30			
						延 長 L	各構造物の規格値 による			
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	4 基礎 工	3	1	基礎工 (護岸) (現場打)	基 準 高 ▽	±30	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案) 護岸工事編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-4-3
						幅 w	-30			
						高 さ h	-30			
						延 長 L	-0.5% ただし 最大-200 最小-50			
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	4 基礎 工	3	2	基礎工 (護岸) (プレキャスト)	基 準 高 ▽	±30	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案) 護岸工事編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-4-3
						延 長 L	-0.5% ただし 最大-200 最小-50			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3	2	4	3	3	基礎工（護岸） （吊込基礎ブロック）	基 準 高 ∇	±50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。		3-2-4-3	
						幅 w_1, w_2	-30				
						高さ h	$h < 3\text{ m}$				-50
							$h \geq 3\text{ m}$				-100
						一個の長さ ℓ	-20				
						勾 配	±0.5 分				
						法線方向の出入	±50				
						延 長 L	-0.5% ただし最大 -200 最小-50				

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	4 基 礎 工	9		鋼管矢板基礎工	基 準 高 ▽	±100	基準高は、全数を測定。 偏心量は、1基ごとに測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$	3-2-4-9	
						根 入 長	設計値以上				
						偏 心 量 d	300 以内				
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	5 石・ ブ ロ ッ ク 積 (張) 工	3	1	コンクリートブロック工 (コンクリートブロック積) (コンクリートブロック張り)	基 準 高 ▽ 舗装面と接する場合	±50 ±30	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の 2ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)護岸工事編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-5-3	
						法 長 ℓ	ℓ < 3m				-50
							ℓ ≥ 3m				-100
						厚 さ (ブ ロ ッ ク 積 張) t ₁	-50				
						厚 さ (裏 込) t ₂	-50				
						勾 配	±0.5 分				
						延 長 L	-0.5% ただし 最大-200 最小-50				
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	5 石・ ブ ロ ッ ク 積 (張) 工	3	2	コンクリートブロック工 (連節ブロック張り)	基 準 高 ▽	±50	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)護岸工事編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-5-3	
						法 長 ℓ	-100				
						勾 配	±0.5 分				
						延 長 L ₁ , L ₂	-0.5% ただし 最大-200 最小-50				

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	5 石・ ブ ロ ッ ク 積 (張) 工	3	3	コン ク リ ー ト ブ ロ ッ ク 工 (天 端 保 護 ブ ロ ッ ク)	基 準 高 ∇	± 50	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)護岸工事編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-5-3	
						幅 w	-100				
						延 長 L	-0.5% ただし 最大-200 最小-50				
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	5 石・ ブ ロ ッ ク 積 (張) 工	4		緑 化 ブ ロ ッ ク 工	基 準 高 ∇ 舗装面と接する場合	± 50 ± 30	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の 2ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)護岸工事編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-5-4	
						法長 \varnothing	$\varnothing < 3m$				-50
							$\varnothing \geq 3m$				-100
						厚さ (ブロック) t_1	-50				
						厚さ (裏込) t_2	-50				
						勾 配	± 0.5 分				
						延 長 L	-0.5% ただし 最大-200 最小-50				
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	5 石・ ブ ロ ッ ク 積 (張) 工	5	1	石 積 (張) 工	基 準 高 ∇ 舗装面と接する場合	± 50 ± 30	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の 2ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)護岸工事編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-5-5	
						法長 \varnothing	$\varnothing < 3m$				-50
							$\varnothing \geq 3m$				-100
						厚さ (石積・張) t_1	-50				
						厚さ (裏込) t_2	-50				
						勾 配	± 0.5 分				
						延 長 L	-0.5% ただし 最大-200 最小-50				

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	2	アスファルト舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±40	±50	—	—	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工事編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。	3-2-6-7
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	3	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長 40m 毎に 1ヶ所の割とし (最少 2ヶ所)、厚さは各車線 200m 毎に 1ヶ所を掘り起こして測定 (最少 3ヶ所)。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 40m 以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が 2,000m ² 以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-7
						幅	-50	-50	—	—			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	7	4	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-64	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工事編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。	3-2-6-7

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	5	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし(最少2ヶ所)、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定(最少3ヶ所)。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	<p>工事規模の考え方</p> <p>中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。</p> <p>小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。</p> <p>厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p> <p>コアの採取について</p> <p>橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れがある場合は、他の方法によることができる。</p>	3-2-6-7
						幅	-50	-50	—	—			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	7	6	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント (石灰) 安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-64	-8	-10	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案) 舗装工事編 多点計測技術 (面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m² (平面投影面積当たり) 以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m²以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。</p>	3-2-6-7

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	7	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長 40m 毎に 1ヶ所の割とし (最少 2ヶ所)、厚さは、1,000 m ² に 1 個の割でコアを採取して測定 (最少 3 個)。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 40m 以下の間隔で測定することができる。	<p>工事規模の考え方</p> <p>中規模以上の工事とは、1 層あたりの施工面積が 2,000m² 以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。</p> <p>小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。</p> <p>厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p> <p>コアの採取について</p> <p>橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れがある場合は、他の方法によることができる。</p>	3-2-6-7
						幅	-50	-50	—	—			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	7	8	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-37	-46	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工事編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。	3-2-6-7

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	9	アスファルト舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長 40m 毎に 1ヶ所の割とし (最少 2ヶ所)、厚さは、1,000 m ² に 1 個の割でコアーを採取して測定 (最少 3 個)。ただし、幅は設計図書の測点 によらず延長 40m 以下の間隔で測定す ることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1 層あたり の施工面積が 2,000m ² 以上あるいは基 層および表層用混合物の総使用量が、 500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事 より規模が小さいもの。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなけれ ばならないとともに、10 個の測定値の 平均値 (X ₁₀) について満足しなけれ ばならない。ただし、厚さのデータ数 が 10 個未満の場合は測定値の平均値 は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版 等に損傷を与える恐れのある場合は、 他の方法によることができる。 維持工事においては、平坦性の項目 を省略することができる。	3-2-6-7
						幅	-25	-25	—	—			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	7	10	アスファルト舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-26	-3	-4	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工事編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m²以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	3-2-6-7

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	11	アスファルト舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3	幅と横断勾配は、延長40m毎に1ヶ所の割とし(最少2ヶ所)、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取して測定(最少3個)。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-7
						幅	-25	-25	—	—			
						横断勾配	±1.0%						
						平 坦 性	—		3mプロフィールメーター(σ)2.4mm以下直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	12	アスファルト舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工事編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-7
						横断勾配	±1.0%						
						平坦性	—		3mプロフィールメーター(σ)2.4mm以下直読式(足付き)(σ)1.75mm以下				
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	1	半たわみ性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高、幅は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。(最少2ヶ所) 厚さは各車線200m毎に1ヶ所(最少3ヶ所)を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。	3-2-6-8
						厚 さ	-45	-45	-15	-15			
						幅	-50	-50	—	—			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	2	半たわみ性舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±40	±50	—	—	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工事編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。	3-2-6-8
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15			
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	3	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長40m毎に1ヶ所道路中心線・端部で測定。(最少2ヶ所) 厚さは、各車線200m毎に1ヶ所(最少3ヶ所)を掘り起こして測定。 ただし、幅は設計図書の見取図によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。	3-2-6-8
						幅	-50	-50	—	—			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	4	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-55	-64	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工事編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。	3-2-6-8
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	5	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし(最少2ヶ所)、厚さは、1000m ² に1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。ただし最少3個 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-8
						幅	-50	-50	—	—			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	8	6	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-64	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工事編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-8
3	2	6	8	7	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし(最少2ヶ所)、厚さは、1000m ² に1個の割でコアーを採取して測定。ただし最少3個 ただし、幅は設計図書の見測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-8
幅	-50	-50	—	—									

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	8	8	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-37	-46	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工事編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-8
3	2	6	8	9	半たわみ性舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし(最少2ヶ所)、厚さは、1000m ² に1個の割でコアーを採取して測定。ただし最少3個 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-8
					幅	-25	-25	-	-				

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	10	半たわみ性舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-20	-26	-3	-4	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工事編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m²以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	3-2-6-8
						厚 さ	-7	-9	-2	-3			
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	11	半たわみ性舗装工 (基層工)	幅	-25	-25	—	—	<p>幅と横断勾配は、延長40m毎に1ヶ所の割とし(最少2ヶ所)、厚さは、1000㎡毎に1個の割でコアーを採取して測定。ただし最少3個 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m²以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。</p> <p>コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	3-2-6-8
						平坦性	—		3mプロフィールメーター (σ)2.4mm以下直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				
						横断勾配	±1.0%						

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	12	半たわみ性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工事編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-8
						平坦性	—		3mプロフィールメーター(σ)2.4mm以下直読式(足付き)(σ)1.75mm以下				
						横断勾配	±1.0%						
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	1	排水性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。(最少2ヶ所) 厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。(最少3ヶ所) 幅は、延長40m毎に1ヶ所の割に測定。(最少2ヶ所) ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-9
						厚さ	-45	-45	-15	-15			
						幅	-50	-50	—	—			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	2	排水性舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±40	±50	—	—	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工事編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-9
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15			
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	3	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線・端部で測定。(最少2ヶ所) 厚さは、各車線200m毎に1ヶ所(最少3ヶ所)を掘り起こして測定。 ただし、幅は設計図書の見取図によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-9
						幅	-50	-50	—	—			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	4	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-55	-64	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工事編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-9
						厚 さ	-25	-30	-8	-10			
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	5	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	幅	-50	-50	—	—	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし(最少2ヶ所)、厚さは、1000m ² に1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。ただし最少3個 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-9
						厚 さ	-25	-30	-8	-10			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	6	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-55	-64	-8	-10	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工事編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m²以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	3-2-6-9
						厚 さ	-15	-20	-5	-7			
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	7	排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	幅	-50	-50	—	—	<p>幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし(最少2ヶ所)、厚さは、1000m²に1個の割でコアを採取して測定。 ただし最少3個 ただし、幅は設計図書の見取図によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。</p> <p>コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m²以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。</p>	3-2-6-9
						厚 さ	-15	-20	-5	-7			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	9	8	排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-37	-46	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工事編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-9
3	2	6	9	9	排水性舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし(最少2ヶ所)、厚さは、1000m ² に1個の割でコアーを採取して測定。ただし最少3個 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-9
				幅	-25	-25	—	—					

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	10	排水性舗装工 (基層工)	厚さあるいは 標高較差	-20	-26	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工事編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-9
					(面管理の場合)								
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	11	排水性舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3	幅と横断勾配は、延長40m毎に1ヶ所の割とし(最少2ヶ所)、厚さは、1000㎡毎に1個の割でコアを採取して測定。ただし最少3個 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。 3mプロフィールメーター(σ)2.4mm以下直読式(足付き) (σ)1.75mm以下	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-9
					幅	-25	-25	—	—				
					平 坦 性	—							
					横断勾配	±1.0%							

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	12	排水性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工事編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m²以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	3-2-6-9
						平坦性	—		3mプロフィールメーター(σ)2.4mm以下直読式(足付き)(σ)1.75mm以下				
						横断勾配	±1.0%						

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		測定値の平均			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上			
3	2	6	10	1	透水性舗装工 (路盤工)	基準高▽	±50		—	基準高、幅は片側延長 40m 毎に 1ヶ所の割で測定。(最少 2ヶ所) 厚さは、片側延長 200m 毎に 1ヶ所(最少 3ヶ所)を掘り起こして測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 40m 以下の間隔で測定することができる。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が 2,000m ² 以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-10
						厚 さ	t < 15cm	-30	-10			
							t ≥ 15cm	-45	-15			
幅	-100		—									
3	2	6	10	2	透水性舗装工 (路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±50		—	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工事編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が 2,000m ² 以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-10
						厚さあるいは標高較差	t < 15cm	-64	-10			
							t ≥ 15cm	-91	-15			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)				
							中規模 以上	小規模 以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	10	3	透水性舗装工 (表層工)	厚さ	-9	-3	幅は、片側延長 40m 毎に 1ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長 200m 毎に 1ヶ所コア一を採取して測定。 ただし、幅は設計図書の見取図によらず延長 40m 以下の間隔で測定することができる。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が 2,000m ² 以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 コア一採取について 橋面舗装等でコア一採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-10
						幅	-25	-			
						横断勾配	±1.0%				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	10	4	透水性舗装工 (表層工)	厚さあるいは標高較差	-20	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工事編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が 2,000m ² 以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-10
					透水性舗装工 (面管理の場合)	横断勾配	±1.0%				

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	11	1	グースアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし(最少2ヶ所)、厚さは、1000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。ただし最少3個 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-11
						幅	-50	-50	—	—			
3	2	6	11	2	グースアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工事編 多点計測技術(面管理の場合)」、「に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-11

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	11	3	グースアスファルト舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし(最少2ヶ所)、厚さは、1000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。ただし最少3個 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	3-2-6-11
						幅	-25	-25	—	—			
3	2	6	11	4	グースアスファルト舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工事編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	3-2-6-11

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	11	5	グースアスファルト 舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3	幅と横断勾配は、延長 40m毎に 1ヶ所の割とし (最少 2ヶ所)、厚さは、1000 m ² 毎に 1 個の割でコアを採取して測定。ただし、最少 3 個ただし、幅は設計図書の見点によらず延長 40m 以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1 層あたりの施工面積が 2,000m ² 以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	3-2-6-11
						幅	-25	-25	—	—			
						平 坦 性	—		3m プロfiler (σ)2.4mm 以下直読式(足付き) (σ)1.75mm 以下				
						横断勾配	±1.0%						
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	11	6	グースアスファルト 舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工事編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1 層あたりの施工面積が 2,000m ² 以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	3-2-6-11
						平 坦 性	—		3m プロfiler (σ)2.4mm 以下直読式(足付き) (σ)1.75mm 以下				
						横断勾配	±1.0%						

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—		基準高は延長 40m毎に 1ヶ所の割とし (最少 2ヶ所)、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線 200m毎に 1ヶ所を掘り起こして測定 (最少 3ヶ所)。幅は、延長 40m毎に 1ヶ所の割に測定 (最少 2ヶ所)。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 40m 以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が 2,000m ² 以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-12
						厚 さ	-45		-15				
						幅	-50		—				
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	2	コンクリート舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工事編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が 2,000m ² 以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。	3-2-6-12
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	3	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工)	厚 さ	-25	-30	-8		幅は、延長 40m 毎に 1ヶ所の割とし (最少 2ヶ所)、厚さは、各車線 200m 毎に 1ヶ所を掘り起こして測定 (最少 3か所)。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 40m 以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が 2,000m ² 以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-12
						幅	-50		-				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	4	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8		1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工事編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が 2,000m ² 以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。	3-2-6-12

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	5	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・ 瀝青)安定処理工)	厚 さ	-25	-30	-8		幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし (最少2ヶ所)、厚さは、1,000㎡に1 個の割でコアを採取もしくは掘り起 こして測定(最少3ヶ所)。 ただし、幅は設計図書の測点によらず 延長40m以下の間隔で測定すること ができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたり の施工面積が2,000㎡以上あるいは基 層および表層用混合物の総使用量が、 500t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事よ り規模が小さいもの。 厚さは、個々の測定値が10個に9個 以上の割合で規格値を満足しなければ ならないとともに、10個の測定値の平 均値(X ₁₀)について満足しなければ ならない。ただし、厚さのデータ数が 10個未満の場合は測定値の平均値は適 用しない。コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版 等に損傷を与える恐れのある場合は、 他の方法によることが出来る。	3-2-6-12
						幅	-50		—				
土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	6	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・ 瀝青)安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは は標高較差	-55	-66	-8		1. 3次元データによる出来形管理に おいて「3次元計測技術を用いた出来 形管理要領(案)舗装工事編 多点計 測技術(面管理の場合)」に基づき出 来形管理を実施する場合、その他本基 準に規定する計測精度・計測密度を満 たす計測方法により出来形管理を実施 する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点/㎡(平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ+直下層の標 高較差平均値+設計厚さから求まる高 さとの差とする。この場合、基準高の 評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたり の施工面積が2,000㎡以上あるいは基 層および表層用混合物の総使用量が、 500t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事よ り規模が小さいもの。	3-2-6-12

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般施舗装工	12	7	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	厚さ	-9	-12	-3		幅は、延長 40m 毎に 1ヶ所の割とし (最少 2ヶ所)、厚さは、1,000 m ² に 1 個の割でコアーを採取して測定 (最少 3 個)。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 40m 以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1 層あたりの施工面積が 2,000m ² 以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-12
						幅	-25		—				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般施舗装工	12	8	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-27	-3		1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工事編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mm が含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1 点/m ² (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1 層あたりの施工面積が 2,000m ² 以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。	3-2-6-12

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	12	9	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)	厚 さ	-10	-3.5	厚さは各車線を中心付近で型枠据付後各車線 200m 毎 (200m 以下は 3ヶ所) に水糸又はレベルにより 1 測線当たり横断方向に 3ヶ所以上測定、幅と横断勾配は、延長 40m 毎に 1ヶ所の割で測定 (最少 2ヶ所)。平坦性は各車線毎に版縁から 1m の線上、全延長とする。なお、スリップフォーム工法の場合は、厚さ管理に関し、打設前に各車線を中心付近で各車線 200m 毎に水糸又はレベルにより 1 測線当たり横断方向に 3ヶ所以上路盤の基準高を測定し、測定打設後に各車線 200m 毎に両側の版端を測定する。ただし、幅は設計図書の見地に依らず延長 40m 以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が 2,000m ² 以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	3-2-6-12		
						幅	-25	-					
						横断勾配	±1.0%						
						平坦性	-	コンクリートの硬化後 3m プロファイルメーターにより機械舗設の場合 (σ) 2.4mm 以下 人力舗設の場合 (σ) 3mm 以下					
					目地段差	±2		隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。					
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	12	10	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-22	-3.5	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工事編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mm が含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1点/m ² (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が 2,000m ² 以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	3-2-6-12		
						平坦性	-	3m プロファイルメーター (σ) 2.4mm 以下直読式 (足付き) (σ) 1.75mm 以下					

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木 工事共 通編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	12	11	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート 版工) 下層路盤工	基準高▽	±40	±50	—		基準高は、延長 40m 毎に 1ヶ所の割とし (最少 2ヶ所)、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線 200m 毎に 1ヶ所を掘り起こして測定 (最少 3ヶ所)。幅は、延長 40m 毎に 1ヶ所の割に測定 (最少 2ヶ所)。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 40m 以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が 2,000m ² 以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-12
						厚 さ	-45		-15				
						幅	-50		—				
3 土木 工事共 通編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	12	12	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート 版工) 下層路盤工 (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工事編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が 2,000m ² 以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。	3-2-6-12
						厚さあるいは 標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	13	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8		幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし(最少2ヶ所)、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定(最少3ヶ所)。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	3-2-6-12
						幅	-50		-				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	14	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8		1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工事編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。	3-2-6-12

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	15	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント(石灰・瀝青)安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8		幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし(最少2ヶ所)、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取もしくは、掘り起こして測定(最少3ヶ所)。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-12
						幅	-50		—				
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	16	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント(石灰・瀝青)安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは は標高較差	-55	-66	-8		1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工事編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。	3-2-6-12

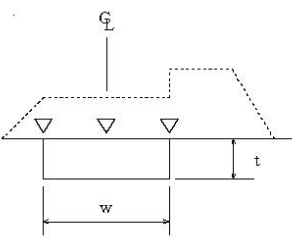
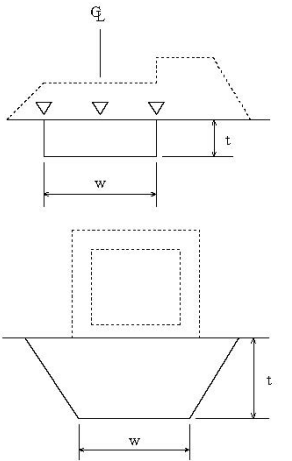
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	17	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層	厚 さ	-9	-12	-3		幅は、延長 40m毎に 1ヶ所の割とし (最少 2ヶ所)、厚さは、1,000 m ² に 1個の割でコアを採取して測定 (最少 3 個)。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 40m 以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1 層あたりの施工面積が 2,000m ² 以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-12
						幅	-25		—				
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	18	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-27	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工事編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1 層あたりの施工面積が 2,000m ² 以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。	3-2-6-12	

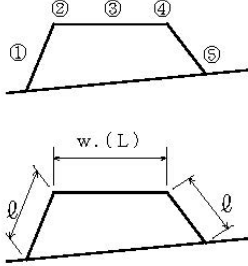
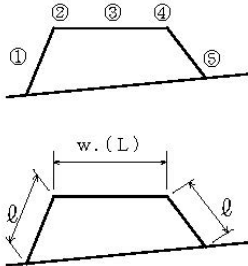
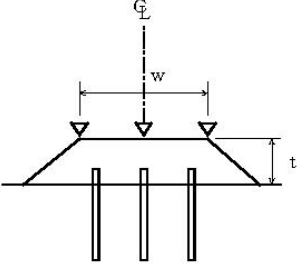
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	19	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	厚 さ	-15	-4.5	厚さは、各車線の中心付近で型枠据付後各車線 200m 毎 (200m 以下は 3ヶ所) に水糸又はレベルにより 1 測線当たり横断方向に 3ヶ所以上測定、幅と横断勾配は、延長 40m 毎に 1ヶ所の割で測定 (最少 2ヶ所)。 平坦性は各車線毎に版縁から 1m の線上、全延長とする。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 40m 以下の間隔で測定することができる。		工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1 層あたりの施工面積が 2,000m ² 以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-12	
						幅	-35	-					
						横断勾配	±1.0%	-					
						平 坦 性	-	転圧コンクリートの硬化後、3m プロフィールメーターにより (σ)2.4mm 以下。					
						目地段差	±2						隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。

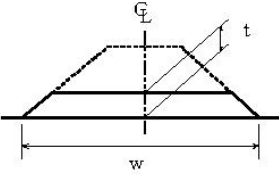
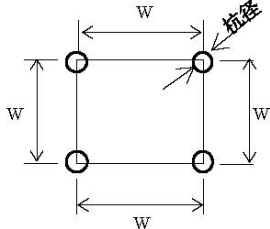
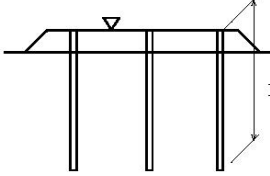
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	12	20	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-32		-4.5		1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工事編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。	3-2-6-12
						平坦性	—		3mプロフィールメータ (σ)2.4mm 以下直読式 (足付き) (σ)1.75mm以下				
						目地段差	±2		隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。				

單位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	平均の測定値 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	17	2	オーバーレイ工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工事編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、施工前の標高値とオーバーレイ後の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、オーバーレイ後の目標高さとオーバーレイ後の標高値との差で算出する。		3-2-6-17
						平坦性	-	3mプロフィールメータ(σ)2.4mm以下直読式(足付き) (σ)1.75mm以下			

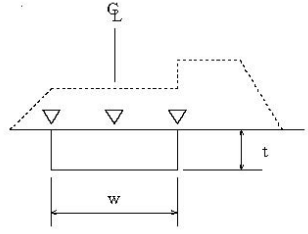
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	2		路床安定処理工	基準高 ∇	± 50	延長 40mにつき 1ヶ所、延長 40m以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 厚さは中心線及び端部で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）表層安定処理等・固結工（中層混合処理）編」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さ t、天端幅 w、天端延長 Lを確認（実測は不要）。		3-2-7-2
						施工厚さ t	-50			
						幅 w	-100			
						延長 L	-200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	3		置換工	基準高 ∇	± 50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50 m）につき 1ヶ所、延長 40m（50 m）以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 厚さは中心線及び端部で測定。		3-2-7-3
						置換厚さ t	-50			
						幅 w	-100			
						延長 L	-200			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	7 地盤 改良 工	4	1	表層安定処理工 (サンドマット海上)	基準高 ∇	特記仕様書に明示	施工延長 10mにつき、1 測点当たり 5 点以上測定。 w. (L) は施工延長 40mにつき 1ヶ所、延長 40m以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。80m以下のものは 1 施工箇所につき 3ヶ所。 (L) はセンターライン及び表裏法肩で行う。		3-2-7-4
						法 長 l	-500			
						天 端 幅 w	-300			
						天端延長 L	-500			
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	7 地盤 改良 工	4	2	表層安定処理工 (ICT 施工の場合)	基準高 ∇	特記仕様書に明示	施工延長 10mにつき、1 測点当たり 5 点以上測定 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)表層安定処理等・固結工(中層混合処理)編」に記載の全体改良平面図を用いて、天端幅w、天端延長Lを確認(実測は不要)。		3-2-7-4
						法 長 l	-500			
						天端幅 w	-300			
						天端延長 L	-500			
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	7 地盤 改良 工	5		パイルネット工	基準高 ∇	± 50	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。 杭については、当該杭の項目に準ずる。		3-2-7-5
						厚 さ t	-50			
						幅 w	-100			
						延 長 L	-200			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	6		サンドマット工	施工厚さ t	-50	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。		3-2-7-6
						幅 w	-100			
						延 長 L	-200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	7		パーティカルドレーン工 (サンドドレーン工) (ペーパードレーン工) (袋詰式サンドドレーン工)	位置・間隔 w	±100	25本に1ヶ所。 25本以下は2ヶ所測定。1ヶ所に4本測定。 ただし、ペーパードレーンの杭径は対象外とする。		3-2-7-7 3-2-7-8
						杭 径 D	設計値以上			
						打込長さ h	設計値以上			
		8		締固め改良工 (サンドコンパクションパイル工)	サンドドレーン、袋詰式サンドドレーン、サンドコンパクションパイルの砂投入量	—	全本数 計器管理にかえることができる。			

※余長は、適用除外

単位：mm

3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	9	3	固結工 (中層混合処理)	基準高 ∇	設計値以上	1,000m ³ ~4,000m ³ につき1ヶ所、又は 施工延長40m(測点間隔25mの場合は 50m)につき1ヶ所。 1,000m ³ 以下、又は施工延長40m(50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ 所。 施工厚さは施工時の改良深度確認を出来 形とする。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領(案)表層安定処理等・固結工 (中層混合処理)編」による管理の場合 は、全体改良範囲図を用いて、施工 厚さt、幅w、延長Lを確認(実測は 不要)。		3-2-7-9
						施工厚さ t	設計値以上			
						幅 w	設計値以上			
						延長 L	設計値以上			

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	13 橋 梁 架 設 工			架設工（鋼橋） （クレーン架設） （ケーブルクレーン架設） （ケーブルエレクション架設） （架設桁架設） （送出し架設） （トラベラークレーン架設）	全長 L (m) 支間長 L _n (m)	±(20+L/5) ±(20+L _n /5)	各桁毎に全数測定。		3-2-13
						通 り δ (mm)	±(10+2L/5)	L：主桁・主構の支間長(m)		
						そ り δ (mm)	±(25+L/2)	主桁、主構を全数測定。 L：主桁・主構の支間長(m)		
						※主桁、主構の中心間距離 B(m)	±4…… B≤2 ±(3+B/2)…… B>2	各支点及び各支間中央付近を測定。		
						※主桁の橋端における出入差 δ (mm)	±10	どちらか一方の主桁（主構）端を測定。		
						※主桁、主構の鉛直度 δ (mm)	3+h/1000	各主桁の両端部を測定。 h：主桁・主構の高さ(mm)		
						※現場継手部のすき間 δ ₁ , δ ₂ (mm)	±5	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 δ ₁ , δ ₂ のうち大きいもの なお、設計値が5mm未満の場合は、すき間の許容範囲の下限値を0mmとする。 （例：設計値が3mmの場合、すき間の許容範囲は0mm～8mm）		
								※は仮組立検査を実施しない工事に適用。		
<p>※規格値のL, Bに代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「主げた、主構の鉛直度 δ」の規格値のhに代入する数値はmm単位の数値とする。</p>										

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	13 橋 梁 架 設 工			架設工（コンクリート橋） （クレーン架設） （架設桁架設） 架設工支保工（固定） （移動） 架設桁架設（片持架設） （押し架設）	全 長・支 間	—	各桁毎に全数測定。		3-2-13
						桁の中心間距離	—	一連毎の両端及び支間中央について各上下間を測定。		
						そ り	—	主桁を全数測定。		
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	14 法 面 工 共 通	2	1	植生工 （種子散布工） （張芝工） （筋芝工） （市松芝工） （植生シート工） （植生マット工） （植生筋工） （人工張芝工） （植生穴工）	切土法長 ϕ	$\phi < 5m$	-200	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	3-2-14-2
							$\phi \geq 5m$	法長の-4%		
						盛土法長 ϕ	$\phi < 5m$	-100		
							$\phi \geq 5m$	法長の-2%		
						延 長 L	-200	1 施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		

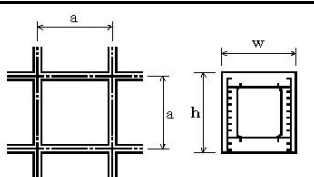
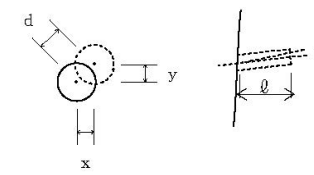
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	14 法面 工 共通	2	2	植生工 (植生基材吹付工) (客土吹付工)	法長 ϕ	$\phi < 5m$	-200	施工延長 40mにつき 1ヶ所、40m以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「T3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		3-2-14-2	
							$\phi \geq 5m$	法長の-4%				
						厚さ t	$t < 5cm$	-10				施工面積 200㎡につき 1ヶ所、面積 200㎡以下のものは、1 施工箇所につき 2ヶ所。 検査孔により測定。
							$t \geq 5cm$	-20				
							ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の 50%以上とし、平均厚は設計厚以上。					
						延 長 L		-200				1 施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。

單位：mm

I-84-2

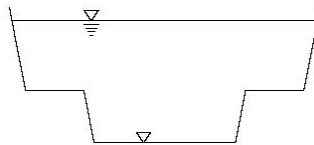
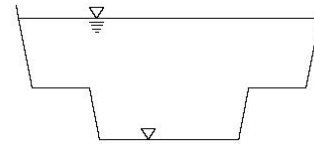
-397-2-

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要									
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	14 法 面 工 共 通	3		吹付工 (コンクリート) (モルタル)	法長 ℓ	$\ell < 3\text{m}$	-50	施工延長 40mにつき 1ヶ所、40m以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 測定断面に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		3-2-14-3								
							$\ell \geq 3\text{m}$	-100											
						厚さ t	$t < 5\text{cm}$	-10				200 m ² につき 1ヶ所以上、200 m ² 以下は 2ヶ所をせん孔により測定。							
							$t \geq 5\text{cm}$	-20											
						ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の 50%以上とし、平均厚は設計厚以上													
						延 長 L							-200	1 施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。					

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	14 法 面 工 共 通	4	1	法 枠 工 (現 場 打 法 枠 工) (現 場 吹 付 法 枠 工)	法 長 ℓ	$\ell < 10\text{m}$	-100	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形計測要領(案)法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。		3-2-14-4 曲線部は設計図書による
							$\ell \geq 10\text{m}$	-200			
						幅	w	-30			
						高 さ	h	-30			
						枠中心間隔	a	±100			
						延 長	L	-200			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	14 法 面 工 共 通	4	2	法 枠 工 (ブ レ キ ャ ス ト 法 枠 工)	法 長 ℓ	$\ell < 10\text{m}$	-100	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 1 施工箇所毎		3-2-14-4
							$\ell \geq 10\text{m}$	-200			
						延 長	L	-200			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	14 法 面 工 共 通	6		ア ン カ ー 工	削孔深さ	ℓ	設計値以上	全数		3-2-14-6 ※鉄筋挿入工にも適用する
						配置誤差	d	100			
						せん孔方向	θ	±2.5度			

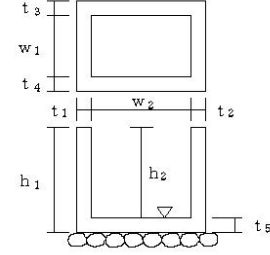
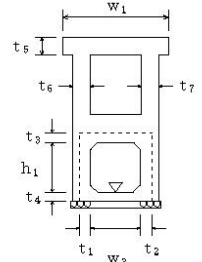
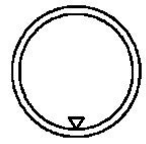
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	15 擁 壁 工 共 通	1		(一般事項) 場所打擁壁工	基 準 高 ∇	±50 ただし舗装面と接 する場合±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は 50m）につき1ヶ所、延長40m（又は 50m）以下のものは1施工箇所につき 2ヶ所。		3-2-15-1	
						厚 さ t	-20				
						裏 込 厚 さ	-50				
						幅 w_1, w_2	-30				
						高 さ h	h < 3m				-50
							h ≥ 3m				-100
						延 長 L	-0.5% ただし 最大-200 最小-50				1 施工箇所毎
勾 配	±0.5 分										
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	15 擁 壁 工 共 通	2		プレキャスト擁壁工	基 準 高 ∇	±50 ただし舗装面と接 する場合±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は 50m）につき1ヶ所、延長40m（又は 50m）以下のものは1施工箇所につき 2ヶ所。		3-2-15-2	
						延 長 L	-0.5% ただし 最大-200 最小-50				1 施工箇所毎
						勾 配	±0.5 分				

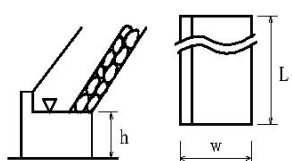
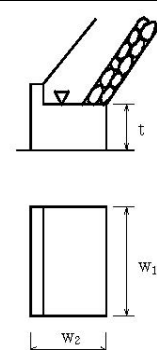
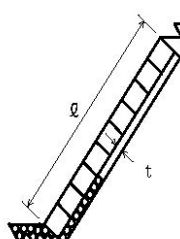
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3	2	15	3		補強土壁工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基 準 高 ∇	± 50 ただし舗装面と接する場合 ± 30	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長 40m (又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-15-3	
						高 さ h	$h < 3\text{m}$				-50
							$h \geq 3\text{m}$				-100
						鉛 直 度 Δ	$\pm 0.03 h$ かつ ± 300 以内				
						控 え 長 さ (補強材の設計)	設計値以上				
						延 長 L	-0.5% ただし 最大-200 最小-50				1 施工箇所毎
3	2	15	4		井桁ブロック工	基 準 高 ∇	± 50 ただし舗装面と接する場合 ± 30	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長 40m (又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-15-4	
						法 長 ϕ	$\phi < 3\text{m}$				-50
							$\phi \geq 3\text{m}$				-100
						厚 さ t_1, t_2, t_3	-50				
						延 長 L_1, L_2	-0.5% ただし 最大-200 最小-50				1 施工箇所毎
						勾 配	± 0.5 分				

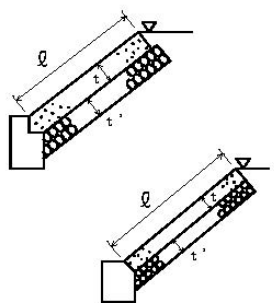
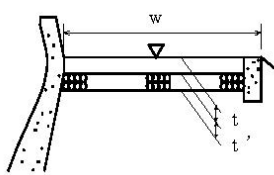
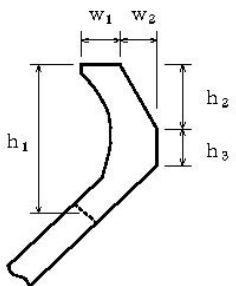
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	16 浚 渫 工 共 通	3	1	浚渫船運転工 (ポンプ浚渫船)	基準高▽	電気船	200ps	-800～+200	延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、5 m毎。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。		3-2-16-3
								500ps	-1000～+200			
								1000ps	-1200～+200			
							ディーゼル船	250ps	-800～+200			
								420ps 600ps	-1000～+200			
								1350ps	-1200～+200			
							幅		-200			
							延 長		-200			
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	16 浚 渫 工 共 通	3	2	浚渫船運転工 (グラブ船) (バックホウ浚渫船)	基準高▽	+200以下		延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、5 m毎。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。		3-2-16-3	
						幅		-200				
						延 長		-200				
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	16 浚 渫 工 共 通	3	3	浚渫船運転工 (グラブ船) (バックホウ浚渫船) (面管理の場合)	平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)河川浚渫工事編」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。		3-2-16-3		
						標高較差	±0以下				+400以下	

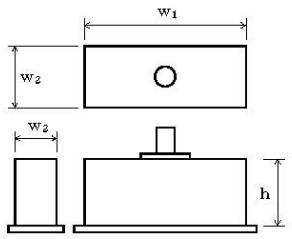
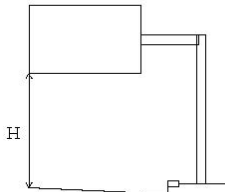
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	18 床版 工	2		床版工	基 準 高 ▽	±20	基準高は、1径間当たり2ヶ所（支点付近）で、1ヶ所当たり両端と中央部の3点、幅は1径間当たり3ヶ所、厚さは型枠設置時におおむね10㎡に1ヶ所測定。 （床版の厚さは、型枠検査をもって代える。）		3-2-18-2
						幅 w	0～+30			
						厚 さ t	-10～+20			
						鉄筋のかぶり	設計値以上	1径間当たり3断面（両端及び中央）測定。1断面の測定箇所は断面変化毎1ヶ所とする。		
						鉄筋の有効高さ	±10			
						鉄 筋 間 隔	±20	1径間当たり3ヶ所（両端及び中央）測定。 1ヶ所の測定は、橋軸方向の鉄筋は全数、橋軸直角方向の鉄筋は加工形状毎に2mの範囲を測定。		
							上記、鉄筋の有効高さがマイナスの場合			
						延 長 L	L < 20m	±20		
L ≥ 20m	±30									

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 河川編	1 築堤・護岸	7 法覆護岸工	4		護岸付属物工	幅 w	-30	各格子間の中央部1ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)護岸工事編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		6-1-7-4
						高さ h	-30			
6 河川編	1 築堤・護岸	10 水制工	8		杭出し水制工	基準高 ▽	±50	1組毎		6-1-10-8
						幅 w	±300			
						方向	±7°			
						延長 L	-200			
6 河川編	1 築堤・護岸	13 光ケーブル配管工	3		配管工	埋設深 t	0~+50	接続部(地上機器部)間毎に1ヶ所。		6-1-13-3
						延長 L	-200	接続部(地上機器部)間毎で全数。 【管路センターで測定】		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 河川編	1 築堤・護岸	13 光ケーブル配管工	4		ハンドホール工	基準高 ∇	± 30	1ヶ所毎 ※は現場打部分のある場合		6-1-13-4
						※厚さ $t_1 \sim t_5$	-20			
						※幅 w_1, w_2	-30			
						※高さ h_1, h_2	-30			
6 河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管本体内工	6	1	函渠工 (本体内工)	基準高 ∇	± 30	柔構造樋門の場合は埋戻前（載荷前）に測定する。 函渠寸法は、両端、施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所にて測定。 門柱、操作台等は、図面の寸法表示箇所にて測定。 プレキャスト製品使用の場合は、製品寸法を規格証明書で確認するものとし、『基準高』と『延長』を測定。		6-3-5-6
						厚さ $t_1 \sim t_8$	-20			
						幅 w_1, w_2	-30			
						内空幅 w_3	-30			
						内空高 h_1	± 30			
						延長 L $L < 20\text{m}$ $L \geq 20\text{m}$	-50 -100			
6 河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管本体内工	6	2	函渠工 (ヒューム管) (PC管) (コルゲートパイプ) (ダクタイル鋳鉄管)	基準高 ∇	± 30	施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 1 施工箇所毎		6-3-5-6
						延長 L $L < 20\text{m}$ $L \geq 20\text{m}$	-50 -100			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
7 河川 海岸 編	1 堤防・ 護岸	5 護岸 基礎工	5		場所打 コンクリート工	基 準 高 ∇	±30	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。		7-1-5-5	
						幅 w	-30				
						高 さ h	-30				
						延 長 L	-0.5% ただし 最大-200 最小-50				
						法勾配の開き	±0.5 分				
7 河川 海岸 編	1 堤防・ 護岸	5 護岸 基礎工	6		海岸コンクリートブ ロック工	基 準 高 ∇	±50	ブロック個数 40 個につき 1ヶ所の割で測定。基準高、延長は施工延長 40 m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。		7-1-5-6	
						ブロック厚 t	-20				
						ブロック縦幅 w_1	-20				
						ブロック横幅 w_2	-20				
						延 長 L	-0.5% ただし 最大-200 最小-50				
						法勾配の開き	±0.5 分				
7 河川 海岸 編	1 堤防・ 護岸	6 護岸 工	4		海岸コンクリートブ ロック工	基 準 高 ∇	±50	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)護岸工事編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		7-1-6-4	
						法長 l	$l < 5m$				-100
							$l \geq 5m$				$l \times (-2\%)$
						厚 さ t	-50				
						延 長 L	-0.5% ただし 最大-200 最小-50				
						法勾配の開き	±0.5 分				

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
7 河川 海岸 編	1 堤防・ 護岸	6 護岸 工	5		コンクリート被覆工	基 準 高 ∇	±50 ただし舗装面と接 する場合±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領（案）護岸工事編」の規定による 測点の管理方法を用いることができ る。		7-1-6-5	
						法長 l	$l < 3m$				-50
							$l \geq 3m$				-100
						厚さ t	$t < 100$				-20
							$t \geq 100$				-30
						裏 込 材 厚 t'	-50				
						延 長 L	-0.5% ただし 最大-200 最小-50				
法勾配の開き	±0.5分										
7 河川 海岸 編	1 堤防・ 護岸	8 天端被覆工	2		コンクリート被覆工	基 準 高 ∇	±50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。		7-1-8-2	
						幅 w	-50				
						厚 さ t	-10				
						基 礎 厚 t'	-45				
						延 長 L	-0.5% ただし 最大-200 最小-50				
7 河川 海岸 編	1 堤防・ 護岸	9 波返工	3		波返工	基 準 高 ∇	±50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。		7-1-9-3	
						幅 w_1, w_2	-30				
						高さ $h < 3m$ h_1, h_2, h_3	-50				
						高さ $h \geq 3m$ h_1, h_2, h_3	-100				
						延 長 L	-0.5% ただし 最大-200 最小-50				

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
10 道路 編	2 舗 装	5 排 水 構 造 物 工	9		排水性舗装用路肩排水工	基 準 高 ∇	± 30	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工事編 計測技術(断面管理の場合)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		10-2-5-9	
						延 長 L	-200	1ヶ所/1 施工箇所 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工事編 計測技術(断面管理の場合)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			
10 道路 編	2 舗 装	7 踏 掛 版 工	4		踏掛版工 (コンクリート工)	基 準 高	± 20	1ヶ所/1 踏掛版		10-2-7-4	
						各 部 の 厚 さ	± 20	1ヶ所/1 踏掛版			
						各 部 の 長 さ	± 30	1ヶ所/1 踏掛版			
						(ラバーシュー)	各 部 の 長 さ	± 20			全数
						厚 さ	—				
						(アンカーボルト)	中 心 の ず れ	± 20			全数
ア ン カ ー 長	± 20	全数									
10 道路 編	2 舗 装	9 標 識 工	4	1	大型標識工 (標識基礎工)	幅 w_1, w_2	-30	基礎一基毎		10-2-9-4	
						高 さ h	-30				
						基 準 高	道路に接する場合 ± 30				
10 道路 編	2 舗 装	9 標 識 工	4	2	大型標識工 (標識柱工)	設置高さ H	設計値以上	1ヶ所/1 基		10-2-9-4	

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道路編	2 舗装	12 道路付 属施設工	5	1	ケーブル配管工	埋 設 深 t	0～+50	接続部間毎に1ヶ所		10-2-12-5
						延 長 L	-200	接続部間毎で全数		
10 道路編	2 舗装	12 道路付 属施設工	5	2	ケーブル配管工 (ハンドホール)	基 準 高 ▽	±30	1ヶ所毎 ※印は、現場打ちの場合		10-2-12-5
						※厚さ t ₁ ～t ₅	-20			
						※幅 w ₁ , w ₂	-30			
						※高さ h ₁ , h ₂	-30			
10 道路編	2 舗装	12 道路付 属施設工	6		照明工 (照明柱基礎工)	幅 w	-30	1ヶ所／1施工箇所		10-2-12-6
						高 さ h	-30			

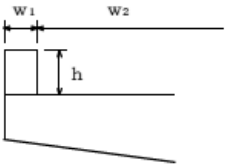
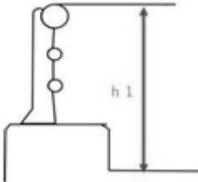
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
10 道路編	3 橋梁下部	6 橋台工	8		橋台躯体工	基 準 高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）構造物工編（試行）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。（アンカーボルト孔の鉛直度を除く）		10-3-6-8	
						厚 さ t	-20				
						天 端 幅 w_1 (橋軸方向)	-10				
						天 端 幅 w_2 (橋軸方向)	-10				
						敷 幅 w_3 (橋軸方向)	-50				
						高 さ h_1	-50				
						胸壁の高さ h_2	-30				
						天 端 長 l_1	-50				
						敷 長 l_2	-50				
						胸壁間距離 l	± 30				
						支 間 長 及 び 中心線の変位	± 50				
						支 承 部 ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き 規 格 値	計 画 高				+10~-20
							平 面 位 置				± 20
							ア ン カ ー ボ ル ト 孔 の 鉛 直 度				1/50 以下

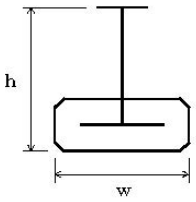
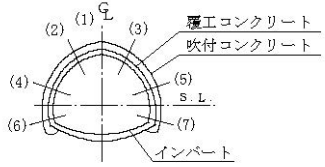
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
10 道路 編	3 橋梁 下部	7 RC 橋脚 工	9	1	橋脚躯体工 (張出式) (重力式) (半重力式)	基 準 高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支保便覧」による。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)構造物工編(試行)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。(アンカーボルト孔の鉛直度を除く)		10-3-7-9	
						厚 さ t	-20				
						天 端 幅 w_1 (橋軸方向)	-20				
						敷 幅 w_2 (橋軸方向)	-50				
						高 さ h	-50				
						天 端 長 l_1	-50				
						敷 長 l_2	-50				
						橋脚中心間距離 \varnothing	± 30				
						支 間 長 及 び 中心線の変位	± 50				
						支 承 部 ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き 規 格 値	計 画 高				+10~-20
							平 面 位 置				± 20
							ア ン カ ー ボ ル ト 孔 の 鉛 直 度				1/50 以下

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
10 道路 編	3 橋梁 下部	7 R C 橋脚 工	9	2	橋脚躯体工 (ラーメン式)	基 準 高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支保便覧」による。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)構造物工編(試行)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。(アンカーボルト孔の鉛直度を除く)		10-3-7-9	
						厚 さ t	-20				
						天 端 幅 w_1	-20				
						敷 幅 w_2	-20				
						高 さ h	-50				
						長 さ l	-20				
						橋脚中心間距離 l	± 30				
						支 間 長 及 び 中心線の変位	± 50				
						支 承 部 ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き 規 格 値	計 画 高				+10~-20
							平 面 位 置				± 20
ア ン カ ー ボ ル ト 孔 の 鉛 直 度	1/50 以下										
10 道路 編	3 橋梁 下部	8 鋼製 橋脚 工	9	1	橋脚フーチング工 (I型・T型)	基 準 高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		10-3-8-9	
						幅 w (橋軸方向)	-50				
						高 さ h	-50				
						長 さ l	-50				

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	9	2	橋脚フーチング工 (門型)	基準高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		10-3-8-9
						幅 w_1, w_2	-50			
						高さ h	-50			
10 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	10	1	橋脚架設工 (I型・T型)	基準高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。	<p>中心線の変位 (a 1 : 橋軸直角方向) (a 2 : 橋軸方向)</p>	10-3-8-10
						橋脚中心間距離 ℓ	± 30			
						支間長及び 中心線の変位	± 50			
10 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	10	2	橋脚架設工 (門型)	基準高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。	<p>中心線の変位 (a 1 : 橋軸直角方向) (a 2 : 橋軸方向)</p>	10-3-8-10
						橋脚中心間距離 ℓ	± 30			
						支間長及び 中心線の変位	± 50			
10 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	11		現場継手工	現場継手部のすき間 $\delta 1, \delta 2$ (mm)	5 ※ ± 5	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 ※は耐候性鋼材(裸使用)の場合		10-3-8-11

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
10	4	3	9		橋梁用高欄製作工	部材	部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。		10-4-3-9	
10	4	5	10	1	支承工 (鋼製支承)	据付け高さ 注1)		± 5	支承全数を測定。 B：支承中心間隔 (m) 支承の平面寸法が 300mm 以下の場合 は、水平面の高低差を 1mm 以下とす る。なお、支承を勾配なりに据付け る場合を除く。 注1) 先固定の場合は、支承上面で 測定する。 注2) 可動支承の遊間 (La, Lb) を計 測し、支承据付時のオフセット量 δ を考慮して、移動可能量が道路橋支 承便覧の規格値を満たすことを確認 する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架 設完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。		10-4-5-10	
						可動支承の移動 可能量 注2)		設計移動量以上				
						支承中心間隔 (橋軸直角方向)		コンクリ 橋				鋼橋
								± 5				$\pm (4 + 0.5 \times (B - 2))$
						水 平 度	橋軸方向	$1/100$				
							橋軸直角方向					
						可動支承の橋軸 方向のずれ 同一支承線上の 相対誤差		5				
可動支承の 機能確認 注 3)		温度変化に伴う移動量計算 値の 1/2 以上										
10	4	5	10	2	支承工 (ゴム支承)	据付け高さ 注1)		± 5	支承全数を測定。 B：支承中心間隔 (m) 上部構造部材下面とゴム支承面との 接触面及びゴム支承と台座モルタル との接触面に肌すきが無いことを確 認。 支承の平面寸法が 300mm 以下の場合 は、水平面の高低差を 1mm 以下とす る。なお、支承を勾配なりに据付け る場合を除く。 注1) 先固定の場合は、支承上面で 測定する。 注2) 可動支承の遊間 (La, Lb) を計 測し、支承据付時のオフセット量 δ を考慮して、移動可能量が道路橋支 承便覧の規格値を満たすことを確認 する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架 設完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。		10-4-5-10	
						可動支承の移動 可能量 注2)		設計移動量以上				
						支承中心間隔 (橋軸直角方向)		コンクリ 橋				鋼橋
								± 5				$\pm (4 + 0.5 \times (B - 2))$
						水 平 度	橋軸方向	$1/300$				
							橋軸直角方向					
						可動支承の橋軸 方向のずれ 同一支承線上の 相対誤差		5				
可動支承の 機能確認 注3)		温度変化に伴う移動量計算 値の 1/2 以上										

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道路編	4 鋼橋上部	8 橋梁付属物工	3		落橋防止装置工	アンカーボルト孔の削孔長	設計値以上	全数測定 D：アンカーボルト径（mm）		10-4-8-3
						アンカーボルト定着長	-20以内 かつ -1D以内			
10 道路編	4 鋼橋上部	8 橋梁付属物工	5		地覆工	地覆の幅 w_1	-10～+20	1 径間当たり両端と中央部の3ヶ所測定。		10-4-8-5
						地覆の高さ h	-10～+20			
						有効幅員 w_2	0～+30			
10 道路編	4 鋼橋上部	8 橋梁付属物工	6		橋梁用防護柵工	天 端 幅 w_1	-5～+10	1 径間当たり両端と中央部の3ヶ所測定。		10-4-8-6 10-4-8-7
						地 覆 の 幅 w_2	-10～+20			
			高 さ h_1		-20～+30					
			高 さ h_2		-10～+20					
			有 効 幅 員 w_3		0～+30					
10 道路編	4 鋼橋上部	8 橋梁付属物工	8		検査路工	幅	±3	1ブロックを抽出して測定。		10-4-8-8
						高 さ	±4			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道 路 編	5 コンクリート橋上部	6 プレビーム桁橋工	2		プレビーム桁製作工 (現場)	幅 w	±5	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレス シング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央 部の3ヶ所とする。 ℓ：スパン長		10-5-6-2
						高 さ h	10 -5			
						桁 長 ℓ スパン長	ℓ < 15… ±10 ℓ ≥ 15… ± (ℓ-5) かつ -30mm 以内			
						横方向最大タワミ	0.8ℓ			
10 道 路 編	6 トンネル (NATM)	4 支保工	3		吹付工	吹 付 け 厚 さ	設計吹付け厚以上。ただし、良好な岩盤で施工端部、突出部等の特殊な箇所は設計吹付け厚の1/3以上を確保するものとする。	施工延長 40m毎に図に示す。 (1)～(7)及び断面変化点の検測孔を測定。 注) 良好な岩盤とは、道路トンネル技術基準 (構造編) にいう地盤等級A又はBに該当する地盤とする。		10-6-4-3
10 道 路 編	6 トンネル (NATM)	4 支保工	4		ロックボルト工	位 置 関 係	—	施工延長 40m毎に断面全本数検測。		10-6-4-4
						角 度	—			
						削 孔 深 さ	—			
						孔 径	—			
						突 出 量	プレート下面 から 10cm 以内			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道路編	6 トンネル (NATM)	5 覆工	3		覆工コンクリート工	基準高▽ (拱頂)	±50	(1) 基準高、幅、高さは、施工 40m につき 1ヶ所。 (2) 厚さ (イ) コンクリート打設前の巻立空間を 1 打設長の終点を図に示す各点で測定。中間部はコンクリート打設口で測定。 (ロ) コンクリート打設後、覆工コンクリートについて 1 打設長の端面 (施工継手の位置) において、図に示す各点の巻厚測定を行う。 (ハ) 検測孔による巻厚の測定は図の(1)は 40m に 1ヶ所、(2)～(3)は 100m に 1ヶ所の割合で行う。 なお、トンネル延長が 100m 以下のものについては、1 トンネル当たり 2ヶ所以上の検測孔による測定を行う。 ただし、以下の場合には、左記の規格値は適用除外とする。 ・良好な地山における岩又は吹付コンクリートの部分的な突出で、設計覆工厚の 3分の1 以下のもの。 なお、変形が収束しているものに限る。 ・異常土圧による覆工厚不足で、型枠の据付け時には安定が確認されかつ別途構造的に覆工の安全が確認されている場合。 ・鋼アーチ支保工、ロックボルトの突出。 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形計測要領 (案) トンネル工事編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。		10-6-5-3
						幅 w (全幅)	-50			
						高さ h (内法)	-50			
						厚 さ t	設計値以上			
						延 長 L	—			
10 道路編	6 トンネル (NATM)	5 覆工	5		床版コンクリート工	幅 w	-50	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。		10-6-5-5
						厚 さ t	-30			

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工 種	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
4 プレキャストコンクリート製品 (その他)	材料	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	1回/日以上		○
			コンクリートの空気量測定 (凍害を受ける恐れのあるコンクリート製品)	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	JIS A 5364 4.5±1.5%(許容差)	1回/日以上		○
		その他 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合を除く)	骨材のふるい分け試験 (粒度、粗粒率)	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	JIS A 5364 JIS A 5308	1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	JIS A 5364 JIS A 5308	1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005 (砕石及び砕砂) JIS A 5011-1 (高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (フェロニッケルスラグ 細骨材) JIS A 5011-3 (銅スラグ細骨材) JIS A 5011-4 (電気炉酸化スラグ 細骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材)	○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	JIS A 5364 JIS A 5308	1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005	粗骨材：1.0%以下 細骨材：コンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合3.0%以下、その他の場合5.0%以下 (砕砂およびスラグ細骨材を用いた場合はコンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合5.0%以下、それ他の場合7.0%以下)	1回/月以上及び産地が変わった場合。 (微粒分量の多い砂1回/週以上)		○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	1回/年以上及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利 製作開始前、1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石 製作開始前、1回/年以上及び産地が変わった場合。		○

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工 種	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
4 プレキャスト コンクリート 製品 (その他)	材料	その他（JIS マーク表示されたレ ディミックス コンクリートを使用 す る 場 合 は 除 く）	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	1回/月以上		○
			ポルトランドセメン トの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	1回/月以上		○
			コンクリート用混和 材 ・化学混和材	JIS A 6201 JIS A 6202 JIS A 6204 JIS A 6206 JIS A 6207	JIS A 6201 (フライアッシュ) JIS A 6202 (膨張材) JIS A 6204 (化学混和剤) JIS A 6206 (高炉スラグ微粉末) JIS A 6207 (シリカフューム)	1回/月以上 ただし、JIS A 6202(膨張材)は1回/月以上、 JIS A 6204(化学混和剤)は1回/6ヶ月以上	試験成績表による	○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の 水の場合：JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は 60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、 上水道を使用していることを示す資料に よる確認を行う。	○
		必須	鋼材	JIS G 3101 JIS G 3109 JIS G 3112 JIS G 3117 JIS G 3137 JIS G 3506 JIS G 3521 JIS G 3532 JIS G 3536 JIS G 3538 JIS G 3551 JIS G 4322 JIS G 5502	JIS G 3101 JIS G 3109 JIS G 3112 JIS G 3117 JIS G 3137 JIS G 3506 JIS G 3521 JIS G 3532 JIS G 3536 JIS G 3538 JIS G 3551 JIS G 4322 JIS G 5502	1回/月又は入荷の都度	試験成績表による。	○
	施工	必須	製品の外観検査 (角欠け・ひび割れ調 査)	目視検査 (写真撮影)	有害な角欠け・ひび割れの無いこと	全数		

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
11 アスファルト舗装	材料	その他	フィラーの塑性指数試験	JIS A 1205	4以下	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	<ul style="list-style-type: none"> ・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が500 t 以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 ・道路維持作業で単価契約に係るものは省略できる。 	○
			フィラーのフロー試験	舗装調査・試験法便覧[2]-83	50%以下			○
			フィラーの水浸膨張試験	舗装調査・試験法便覧[2]-74	3%以下			○
			フィラーの剥離抵抗性試験	舗装調査・試験法便覧[2]-78	1/4以下			○
			製鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧[2]-94	水浸膨張比：2.0%以下			○
			製鋼スラグの密度及び吸水率試験	JIS A 1110	SS 表乾密度：2.45g/cm ³ 以上 吸水率：3.0%以下			○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	すり減り量 砕石：30%以下 CSS：50%以下 SS：30%以下			○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下			○
			針入度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミブローンアスファルト：表3.3.4			○
			軟化点試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3			○
			伸度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3			○
トルエン可溶分試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・セミブローンアスファルト：表3.3.4	○					

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
11 アスファルト舗装	材料	その他	引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミブローンアスファルト：表3.3.4	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前		○
			薄層加熱試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミブローンアスファルト：表3.3.4			○
			蒸発後の針入度比試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1			○
			密度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミブローンアスファルト：表3.3.4			○
			高温動粘度試験	舗装調査・試験法便覧[2]-212	舗装施工便覧参照 ・セミブローンアスファルト：表3.3.4			○
			60℃粘度試験	舗装調査・試験法便覧[2]-224	舗装施工便覧参照 ・セミブローンアスファルト：表3.3.4			○
			タフネス・テナシティ試験	舗装調査・試験法便覧[2]-289	舗装施工便覧参照 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3			○
	プラント	必須	粒度 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧[2]-16	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度	中規模以上の工事：定期的又は随時。 小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が500 t 以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 ・道路維持作業で単価契約に係るものは省略できる。	○
			粒度 (75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧[2]-16	75μmふるい：±5%以内基準粒度	中規模以上の工事：定期的又は随時。 小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分け試験 1～2回/日		○
			アスファルト量抽出 粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧[4]-238	アスファルト量 ±0.9%以内	中規模以上の工事：定期的又は随時。 小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分け試験 1～2回/日		○
			温度測定 (アスファルト・骨材・混合物)	温度計による	配合設計で決定した混合温度。	随時		○

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	
14 路床安定処理工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径 $\leq 53\text{mm}$: 砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径 $> 53\text{mm}$: 舗装調査・試験法便覧[4]-185突砂法	設計図書による。	500m ³ につき1回の割合で行う。 ただし、1,500m ³ 未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行なう。	<ul style="list-style-type: none"> 最大粒径$< 100\text{mm}$の場合に適用する。 左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。 		
				または、 RI計器を用いた盛土の締め管理要領(案)	設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位的面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 <ul style="list-style-type: none"> 500m²未満: 5点 500m²以上1,000m²未満: 10点 1,000m²以上2,000m²未満: 15点 			
				または、 「TS・GNSSを用いた盛土の締め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締め固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層当たりの施工面積は1,500m ² を標準とする。 また、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。			
			ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧[4]-288		路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締め固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。 		
			その他	平板載荷試験	JIS A 1215		延長40mにつき1箇所を割で行う。	<ul style="list-style-type: none"> セメントコングレートの路床に適用する。 	
				現場CBR試験	JIS A1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mにつき1回の割合で行う。		
				含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	500m ³ につき1回の割合で行う。ただし、1,500m ³ 未満の工事は1工事当たり3回以上。		
				たわみ量	舗装調査・試験法便覧[1]-284 (ベンゲルマンビーム)	設計図書による。	ブルーフローリングでの不良箇所について実施		

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工 種	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
15 表層安定処理工 (表層混合処理)	材料	その他	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。	
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法 (3種類) のいずれかを実施する。	最大粒径≤53mm : 砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径>53mm : 舗装調査・試験法便覧[4]-185突砂法	設計図書による。	500m3につき1回の割合で行う。但し、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。		
15 表層安定処理工 (表層混合処理)			または、 RI計器を用いた盛土の締固め管理要領 (案)	設計図書による。	盛土を管理する単位 (以下「管理単位」) に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積が1,500m2を標準とし、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m2未満 : 5点 ・500m2以上1,000m2未満 : 10点 ・1,000m2以上2,000m2未満 : 15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員との協議の上で、(再) 転圧を行うものとする。		
			または、 「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位 (以下「管理単位」) に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層あたりの施工面積が1,500m2を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。			
			ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧[4]-288		路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
15 表層安定処理工 (表層混合処理)		その他	平板載荷試験	JIS A 1215			各車線ごとに延長40mにつき1回の割で行う。	
			現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。		各車線ごとに延長40mにつき1回の割で行う。	
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。		500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事および1工事あたり3回以上。	
			たわみ量	舗装調査・試験法便覧[2]-16 (ベンゲルマンヒーム)	設計図書による。		ブルーフローリングでの不良箇所について実施。	
16 固結工	材料	必須	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。 なお、1回の試験とは3回の供試体の試験値の平均値で表したもの		当初及び土質の変化したとき 配合を定めるための試験である。 ボーリング等により供試体を採取する。	
			ゲルタイム試験				当初及び土質の変化したとき 配合を定めるための試験である。	
	施工	必須	改良体全長の連続性確認	ボーリングコアの目視確認			改良体の上端から下端までの全長をボーリングにより採取し、全長において連続して改良されていることを目視確認する。 改良体500本未満は3本、500本以上は250本増えるごとに1本追加する。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督職員の指示による。	・ボーリング等により供試体を採取する。 ・改良体の強度確認には、改良体全長の連続性を確認したボーリングコアを利用してもよい。
			土の一軸圧縮試験 (改良体の強度)	JIS A 1216	①各供試体の試験結果は改良地盤設計強度の85%以上。 ②1回の試験結果は改良地盤設計強度以上。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したもの		改良体500本未満は3本、500本以上は250本増えるごとに1本追加する。試験は1本の改良体について、上、中、下それぞれ1回、計3回とする。ただし、1本の改良体で設計強度を変えている場合は、各設計強度毎に3回とする。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督職員の指示による。	・改良体の強度確認には、改良体全長の連続性を確認したボーリングコアを利用してもよい。
17 アンカー工	施工	必須	モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。		2回 (午前・午後) / 日	
			モルタルのフロー値試験	JSCE-F 521-2018	10～18秒 Pロート (グラウンドアンカー設計施工マニュアルに合わせる)		練りませ開始直前に試験は2回行い、その平均値をフロー値とする。	
			適性試験 (多サイクル確認試験)	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (JGS4101-2012)	設計アンカー力に対して十分に安全であること。		・施工数量の5%かつ3本以上。 ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、引き抜き試験に準じた方法で載荷と除荷を繰り返す。	ただし、モルタルの必要強度の確認後に実施すること。

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工 種	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
17 アンカー工	施工	必須	確認試験（1サイクル確認試験）	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説（JGS4101-2012）	設計アンカー力に対して十分に安全であること。	・多サイクル確認試験に用いたアンカーを除くすべて。 ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、計画最大荷重まで載荷した後、初期荷重まで除荷する1サイクル方式とする。	ただし、モルタルの必要強度の確認後に実施すること。	
		その他	その他の確認試験	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説（JGS4101-2012）	所定の緊張力が導入されていること。		・定着時緊張力確認試験 ・残存引張力確認試験 ・リフトオフ試験等があり、多サイクル確認試験、1サイクル確認試験の試験結果をもとに、監督員と協議し行う必要性の有無を判断する。	
17-2 鉄筋挿入工	施工	必須	モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	2回（午前・午後）/1回		
			モルタルのフロー値試験	JIS R 5201 JSCE-F521	設計図書による。	練り混ぜ開始前等に試験は2回行い、その平均値をフロー値とする。		
			受入れ試験（1サイクル確認試験）	地山補強土工法設計・施工マニュアル（地盤工学会）を参照	最大試験荷重は設計荷重とする。	施工数量の3%かつ最少3本以上とし、全体を代表する箇所を実施する。	受入れ試験は、施工された補強材の引張耐力が設計引張力を満足するものであるかを確認するために行う。	
	材料	必須	品質検査（芯材・ナット・プレート等）	ミルシート	設計図書による。	材料入荷時		
			定着材のフロー値試験	JSCE-F521-2018	9～22秒	施工開始前1回および定着材の材料や配合変更時に実施。1回の試験は測定を2回行い、測定値の平均をフロー値とする。	定着材をセメントミルクまたはモルタルとする場合	
		その他	外観検査（芯材・ナット・プレート等）	目視 寸法計測	設計図書による。	材料入荷時		
		必須	圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	施工開始前1回および施工日ごと1回（3本/回）	定着材をセメントミルクまたはモルタルとする場合	
	施工	必須	引き抜き試験	地山補強土工法設計・施工マニュアルによる。	設計図書による。	施工数量の3%かつ3本以上を標準とする。載荷サイクルは1サイクルとする。		
		その他	適合性試験	地山補強土工法設計・施工マニュアルによる。	設計図書による。	地層ごとに3本以上を標準とする。載荷サイクルは多サイクルを原則とする。初期荷重は、5.0kNもしくは計画最大荷重の0.1倍程度とする。		

表-2 品質管理基準
第1 一般土木工事の部

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工 種	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
18 補強土壁工	材料	必須	土の縮固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化時。		
			外観検査 (ストリップ、鋼製壁面材、コンクリート製壁面材等)	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	
			コンクリート製壁面材のコンクリート強度試験	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	○
		その他	土の粒度試験	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	設計図書による。		
(次項に続く)	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法 (3種類) のいずれかを実施する。	最大粒径≤53mm: 砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径>53mm: 舗装調査・試験法便覧[4]-256 突砂法	次の密度への縮固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上。(縮固め試験(JIS A 1210)A・B法) もしくは、90%以上 (縮固め試験(JIS A 1210)C・D・E法)。 または、設計図書による。	500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事又は1工事当たり3回以上。1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行なう	橋台背面アプローチ部における規格値は、下記のとおりとする。 (縮固め試験(JIS A 1210)C・D・E法) 【一般の橋台背面】 平均92%以上、かつ最小90%以上 【インテグラルアバット構造の橋台背面】 平均97%以上、かつ最小95%以上	

表-2 品質管理基準
第1 一般土木工事の部

表-2 品質管理基準
第1 一般土木工事の部

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
18 補強土壁工	施工	必須		または、 「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%異常（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）もしくは92%以上（締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法）。または、設計図書による。	盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。 ・500m ² 未満：5点 ・500m ² 以上1000m ² 未満：10点 ・1000m ² 以上2000m ² 未満：15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。 ・橋台背面アプローチ部における規格値は、下記の通りとする。 【一般の橋台背面】 平均92%以上、かつ最小90%以上 【インテグラルパット構造の橋台背面】 平均97%以上、かつ最小95%以上	
				または、 「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層あたりの施工面積は1,500m ² を標準とする。 また、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
19 吹付工	材料	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成14年11月21日14高土企第264号付け土木部長通知）による	「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成14年11月21日14高土企第264号付け土木部長通知）による	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。		○

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
19 吹付工		その他（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合を除く）	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 (砕砂・碎石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用碎石及び砕砂) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部：銅スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材)	○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 碎石 3.0%以下 (ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外 (砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外 (砂等) 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)		○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利： 工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、碎石 工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
24 道路土工	材料	必須	土の縮固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時 (材料が岩砕の場合は除く)。ただし、法面、路肩部の土量は除く。		
			CBR試験 (路床)	JIS A 1211	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。(材料が岩砕の場合は除く)		
		その他	土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の圧密試験	JIS A 1217	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
	土の透水試験	JIS A 1218	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。				
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法 (3種類) のいずれかを実施する。	最大粒径 $\leq 53\text{mm}$ 砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径 $> 53\text{mm}$ 舗装調査・試験法便覧「4」-256 突砂法	<p>【砂質土】</p> <ul style="list-style-type: none"> 路体：次の密度への縮固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の90%以上。(縮固め試験 (JIS A 1210) A・B法) 路床及び構造物取り付け部：次の密度への縮固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上。(縮固め試験 (JIS A 1210) A・B法) もしくは、90%以上 (縮固め試験 (JIS A 1210) C・D・E法)。 <p>【粘性土】</p> <ul style="list-style-type: none"> 路体：自然含水比またはトラフィカビリティが確保できる含水比において、空気間隙率V_aが$2\% \leq V_a \leq 10\%$または飽和度S_rが$85\% \leq S_r \leq 95\%$ 路床及び構造物取り付け部：トラフィカビリティが確保できる含水比において、空気間隙率V_aが$2\% \leq V_a \leq 8\%$ <p>ただし、縮固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 その他、設計図書による。</p>	路体の場合、1,000 m^3 につき1回の割合で行う。ただし、5,000 m^3 未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床及び構造物取り付け部の場合、500 m^3 につき1回の割合で行う。ただし、1,500 m^3 未満の工事は、1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判断を行う。		

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工 種	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
24 道路土工	施工	必須		または、 「RI計器を用いた盛土の縮固め管理要領（案）」	<p>【砂質土】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・路体：次の密度への縮固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上。（縮固め試験(JISA 1210)A・B法) ・路床及び構造物取り付け部：次の密度への縮固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上。（縮固め試験(JISA 1210)A・B法) もしくは、92%以上（縮固め試験(JIS A 1210)C・D・E法）。 <p>【粘性土】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・路体、路床及び構造物取り付け部：自然含水比またはトラフィカビリティが確保できる含水比において、1管理単位の現場空気間隙率の平均値が8%以下。 <p>ただし、縮固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 または、設計図書による。</p>	<p>盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。</p> <p>路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m²を標準とし、1日の施工面積が2,000m²以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・500m²未満：5点 ・500m²以上1000m²未満：10点 ・1000m²以上2000m²未満：15点 	<ul style="list-style-type: none"> ・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。 	
				または、 「TS・GNSSを用いた盛土の縮固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ縮固められたことを確認する。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。 		
			ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧[4]-288		路床仕上げ後全幅、全区間について実施する。ただし、現道打換工事、仮設用道路維持工事は除く。	<ul style="list-style-type: none"> ・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の縮固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。 	

表-3 写真管理基準
第1 一般土木工事の部
1 撮影箇所一覧表

区分	工種	写真管理項目		摘要
		撮影項目	撮影頻度〔時期〕	
着手前・完成	着手前	全景又は代表部分 写真	着手前1回 〔着手前〕	
	完成	全景又は代表部分 写真	施工完了後1回 〔完成後〕	
施工状況	工事施工中	全景又は代表部分 の工事進捗状況	月1回 〔月末〕	
		施工中の写真	工種、種別毎に設計図書、施工計画書に従い施工していることが確認できるように適宜 〔施工中〕	
			創意工夫・社会性等に関する実施状況が確認できるように適宜 〔施工中〕	創意工夫・社会性等に関する実施状況の提出資料に添付
	仮設(指定仮設)	使用材料、仮設状況、形状寸法	1施工箇所に1回 〔施工前後〕	
	図面との不一致	図面と現地との不一致の写真	必要に応じて 〔発生時〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)における空中写真測量(UAV)」による場合は、撮影毎に1回(写真測量に使用したすべての画像(ICON フォルダに格納)) 〔発生時〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)における地上型レーザーキャナー(TLS)、地上移動体搭載型レーザーキャナー(地上移動体搭載型LS)、無人航空機搭載型レーザーキャナー(UAVレーザー)、TS(ノンプリズム方式)、TS等光波方式、RTK-GNSS)」による場合は、計測毎に1回 〔発生時〕	工事打合簿に添付する

1 撮影箇所一覧表

区分	工種	写真管理項目		摘要
		撮影項目	撮影頻度〔時期〕	
安全管理	安全管理	各種標識類の設置状況	各種類毎に1回 〔設置後〕	
		各種保安施設の設置状況	各種類毎に1回 〔設置後〕	
		監視員交通整理状況	各1回 〔作業中〕	
		安全訓練等の実施状況	実施毎に1回 〔実施中〕	実施状況資料に添付する。
使用材料	使用材料	形状寸法※1 使用数量※2 保管状況	各品目毎に1回 〔使用前〕	品質証明に添付する。 ※1 コンクリート二次製品でJIS認定製品は「全景」及び製品に印字されている「製造会社」「規格種別」「製造年月日」「JIS マーク」の判読できる写真撮影が可能な場合は省略することができる。 ※2 コンクリート二次製品で、施工後、使用数量が目視確認できるものは省略することができる。
		品質証明 (JIS マーク表示)	各品目毎に1回	
		検査実施状況	各品目毎に1回〔検査時〕	
品質管理	2 品質管理写真撮影箇所一覧表に準じて撮影			
出来形管理	3 出来形管理写真撮影箇所一覧表に準じて撮影			
災害	被災状況	被災状況及び被災規模等	その都度 〔被災前〕 〔被災直後〕 〔被災後〕	
事故	事故報告	事故の状況	その都度 〔発生前〕 〔発生直後〕 〔発生後〕	発生前は付近の写真でも可
補償関係外	補償関係	被害又は損害状況等	その都度 〔発生前〕 〔発生直後〕 〔発生後〕	
	環境対策 イメージアップ等	各施設設置状況	各種毎1回 〔設置後〕	

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表 索引

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第6節 排水構造物工	10-16-6-3側溝工		3-2-3-29側溝工	Ⅲ-8
	10-16-6-4管渠工		3-2-3-29側溝工	Ⅲ-8
	10-16-6-5集水柵・マンホール工		3-2-3-30集水柵工	Ⅲ-8
	10-16-6-6地下排水工		3-2-3-29暗渠工	Ⅲ-8
	10-16-6-7場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	Ⅲ-8
	10-16-6-8排水工		3-2-3-29側溝工	Ⅲ-8
第7節 縁石工	10-16-7-3縁石工		3-2-3-5縁石工	Ⅲ-4
第8節 防護柵工	10-16-8-3路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	Ⅲ-4
	10-16-8-4防止柵工		3-2-3-7防止柵工	Ⅲ-4
	10-16-8-5ボックスビーム工		3-2-3-8路側防護柵工	Ⅲ-4
	10-16-8-6車止めポスト工		3-2-3-7防止柵工	Ⅲ-4
第9節 標識工	10-16-9-3小型標識工		3-2-3-6小型標識工	Ⅲ-4
	10-16-9-4大型標識工		10-2-9-4大型標識工	Ⅲ-45
第10節 区画線工	10-16-10-2区画線工		3-2-3-9区画線工	Ⅲ-4
第12節 道路付属施設工	10-16-12-4道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	Ⅲ-5
	10-16-12-5ケーブル配管工		10-2-12-5ケーブル配管工	Ⅲ-45
	10-16-12-6照明工		10-2-12-6照明工	Ⅲ-45
第14節 擁壁工	10-16-14-3場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	Ⅲ-26
	10-16-14-4プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	Ⅲ-26
第15節 石・ブロック積(張)工	10-16-15-3コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	Ⅲ-10
	10-16-15-4石積(張)工		3-2-5-5石積(張)工	Ⅲ-11
第16節 カルバート工	10-16-16-4場所打函渠工		10-1-9-6場所打函渠工	Ⅲ-43
	10-16-16-5プレキャストカルバート工		3-2-3-28プレキャストカルバート工	Ⅲ-8
第17節 法面工	10-16-17-2植生工		3-2-14-2植生工	Ⅲ-25
	10-16-17-3法面吹付工		3-2-14-3吹付工	Ⅲ-25
	10-16-17-4法枠工		3-2-14-4法枠工	Ⅲ-25
	10-16-17-6アンカー工		3-2-14-6アンカー工	Ⅲ-25
	10-16-17-7かご工	じゃかご	3-2-3-27じゃかご	Ⅲ-7
	ふとんかご	3-2-3-27ふとんかご、かご枠	Ⅲ-7	
第18節 落石雪害防止工	10-16-18-4落石防止網工		10-1-11-4落石防止網工	Ⅲ-43
	10-16-18-5落石防護柵工		10-1-11-5落石防護柵工	Ⅲ-43
	10-16-18-6防雪柵工		10-1-11-6防雪柵工	Ⅲ-43
	10-16-18-7雪崩予防柵工		10-1-11-7雪崩予防柵工	Ⅲ-43
第20節 鋼桁工	10-16-20-3鋼桁補強工		10-16-3-4桁補強材製作工	Ⅲ-51
第21節 橋梁支承工	10-16-21-3鋼橋支承工		6-4-9-10支承工	Ⅲ-28
	10-16-21-4PC橋支承工		6-4-9-10支承工	Ⅲ-28
第22節 橋梁付属物工	10-16-22-4落橋防止装置工			Ⅲ-52
	10-16-22-6地覆工		6-4-12-4地覆工	Ⅲ-28
	10-16-22-7橋梁用防護柵工		6-4-12-5橋梁用防護柵工	Ⅲ-28
	10-16-22-8橋梁用高欄工		6-4-12-6橋梁用高欄工	Ⅲ-28
	10-16-22-9検査路工		6-4-12-7検査路工	Ⅲ-28
第25節 現場塗装工	10-16-25-3橋梁塗装工		3-2-3-31現場塗装工	Ⅲ-8
	10-16-25-6コンクリート面塗装工		3-2-3-11コンクリート面塗装工	Ⅲ-5

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第1編 共通編】

※撮影頻度

「〇mに1回又は1施工箇所に〇回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	2		掘削工	土質等の判別	地質が変わる毎に1回 〔掘削中〕	・出来ばえの撮影・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズム設置状況(プリズムが必要な場合のみ)がわかるように撮影
						法長 ※右のいずれかで撮影する。	40mに1回又は1施工箇所に1回 〔掘削後〕	
							「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は1工事に1回 〔掘削後〕	
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	3		盛土工	巻出し厚	40mに1回 〔巻出し時〕	・出来ばえの撮影・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズム設置状況(プリズムが必要な場合のみ)がわかるように撮影
							「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」における「締固め層厚分布図」を提出する場合は写真不要	
						締固め状況	転圧機械又は地質が変わる毎に1回 〔締固め時〕	
						法長 幅 ※右のいずれかで撮影する。	40mに1回又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
							「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は1工事に1回 〔施工後〕	
		「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。						

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第1編 共通編】

※撮影頻度

「〇mに1回又は1施工箇所に〇回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
1 共通編	2 土工	3 河川・ 海岸・ 砂防土工	4		盛土補強工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	厚さ 補強材の長さ	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔施工後〕 各段長さが変わる毎に1回 〔施工後〕	
1 共通編	2 土工	3 河川・ 海岸・ 砂防土工	5		法面整形工 (盛土部)	仕上げ状況 厚さ	40mに1回又は1施工箇所に1回 〔仕上げ時〕	
1 共通編	2 土工	3 河川・ 海岸・ 砂防土工	6		堤防天端工	厚さ	200mに1回又は1施工箇所に2回 〔施工後〕	
						幅	40mに1回又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
1 共通編	2 土工	4 道路土工	2		掘削工	土質等の判別	地質が変わる毎に1回 〔掘削中〕	・出来ばえの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズム設置状況(プリズムが必要な場合のみ)がわかるように撮影
						法長 ※右のいずれかで撮影する。	40mに1回又は1施工箇所に1回 〔掘削後〕	
							「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は1工事に1回 〔掘削後〕 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることが出来る。	

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第1編 共通編】

※撮影頻度

「0mに1回又は1施工箇所に〇回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
1 共通編	2 土工	4 道路土工	3 4		路体盛土工 路床盛土工 埋戻工	巻出し厚	40m毎3層に1回近撮と全景 〔巻出し時〕	
							「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」における「締固め層厚分布図」を提出する場合は写真不要	
						締固め状況	転圧機械又は地質が変わる毎に1回及び3層に1回近撮と全景 〔締固め時〕	
						法長幅 ※右のいずれかで撮影する。	40mに1回又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
							「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は1工事に1回 〔施工後〕	・出来ばえの撮影・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズム設置状況(プリズムが必要な場合のみ)がわかるように撮影
						「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることが出来る。		
1 共通編	2 土工	4 道路土工	5		法面整形工(盛土部)	仕上げ状況厚さ	40mに1回又は1施工箇所に1回 〔仕上げ時〕	
1 共通編	3 無筋、鉄筋コンクリート	7 鉄筋工	4	1	組立て	平均間隔	コンクリート打設毎に1回 (重要構造物かつ主鉄筋について適用)	
						かぶり	コンクリート打設毎に1回 (重要構造物かつ主鉄筋について適用)	
1 共通編	3 無筋、鉄筋コンクリート	7 鉄筋工	4	2	組立て ※新設のコンクリート構造物の内、橋梁上部工事と下部工事	非破壊試験(電磁誘導法、電磁波レーダ法)	試験毎に1回 〔試験実施中〕	

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

※撮影頻度

「○mに1回又は1施工箇所○回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	7		オープンケーソン基礎工	沓	1基毎に1回 〔据付後〕	
						ケーソンの長さ ケーソンの幅 ケーソンの高さ ケーソンの壁厚 偏心率 鉄筋組立状況	1ロット毎に1回 〔設置後及び型枠取外し後〕	
						載荷状況	1基に1回 〔載荷時〕	
						封鎖コンクリート 打設状況 中埋状況	1基に1回 〔施工時〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	8		ニューマチックケーソン基礎工	沓	1基毎に1回 〔据付後〕	
						ケーソンの長さ ケーソンの幅 ケーソンの高さ ケーソンの壁厚 偏心率 鉄筋組立状況	1ロット毎に1回 〔設置後及び型枠取外し後〕	
						載荷状況	1基に1回 〔載荷時〕	
						封鎖コンクリート 打設状況 中埋状況	1基に1回 〔施工時〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	9		鋼管矢板基礎工	沓	1基毎に1回 〔据付後〕	
						根入長 偏心率 鉄筋組立状況	1基毎に1回 〔設置後〕	
						載荷状況	1基に1回 〔載荷時〕	
						封鎖コンクリート 打設状況 中埋状況	1基に1回 〔施工時〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積(張)工	3	1	コンクリートブロック工 (コンクリートブロック積) (コンクリートブロック張り)	厚さ(裏込) (胴込)	40mに1回又は1施工箇所2回 〔施工中〕	
						法長 厚さ (ブロック積張)	各断面変化点 3m未満は上・下端 3m以上は上・下端及び中位 40mに1回又は1施工箇所2回 〔施工後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積(張)工	3	2	コンクリートブロック工 (連節ブロック張り)	法長	40mに1回又は1施工箇所2回 〔施工後〕	

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

※撮影頻度

「〇mに1回又は1施工箇所に〇回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3	2	5	3	3	コンクリートブロック工 (天端保護ブロック)	幅	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔施工後〕	
3	2	5	4		緑化ブロック工	厚さ(裏込)	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔施工中〕	
						法長 厚さ(ブロック)	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔施工後〕	
3	2	5	5		石積(張)工	厚さ(裏込)	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔施工中〕	
						法長 厚さ(石積・張)	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔施工後〕	
3	2	6	7	1	アスファルト舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)舗装工事編 多点計測技術(面管理の場合)」に より「厚さあるいは標高較差」を管 理する場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎40mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)舗装工事編 多点計測技術(面管理の場合)」に よる場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

※撮影頻度

「〇mに1回又は1施工箇所に〇回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	2	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)舗装工事編 多点計測技術(面管理の場合)」に より「厚さあるいは標高較差」を管 理する場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎40mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)舗装工事編 多点計測技術(面管理の場合)」に よる場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	3	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	1,000㎡に1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)舗装工事編 多点計測技術(面管理の場合)」に より「厚さあるいは標高較差」を管 理する場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎40mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)舗装工事編 多点計測技術(面管理の場合)」に よる場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

※撮影頻度

「○mに1回又は1施工箇所に○回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	4	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎40mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)舗装工事編 多点計測技術(面管理の場合)」に よる場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	5	アスファルト舗装工 (基層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
						幅	各層毎40mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(舗装工事編 多 点計測技術(面管理の場合)」に よる場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	6	アスファルト舗装工 (表層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
						平坦性	1工事に1回 〔実施中〕	

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

※撮影頻度

「〇mに1回又は1施工箇所に〇回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	1	半たわみ性舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎 400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎 400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎 200mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)舗装工事編 多点計測技術(面管理の場合)」に より「厚さあるいは標高較差」を管 理する場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎 40mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)舗装工事編 多点計測技術(面管理の場合)」に よる場合は各層毎 1 工事に 1 回 〔整正後〕	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	2	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎 400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎 400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎 200mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)舗装工事編 多点計測技術(面管理の場合)」に より「厚さあるいは標高較差」を管 理する場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎 40mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)舗装工事編 多点計測技術(面管理の場合)」に よる場合は各層毎 1 工事に 1 回 〔整正後〕	

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

※撮影頻度

「〇mに1回又は1施工箇所に〇回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	3	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎 400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎 400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	1,000 m ² に1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)舗装工事編 多点計測技術(面管理の場合)」に より「厚さあるいは標高較差」を管 理する場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎 40mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)舗装工事編 多点計測技術(面管理の場合)」、 による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	4	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎 400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎 400mに1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎 40mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)舗装工事編 多点計測技術(面管理の場合)」に よる場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

※撮影頻度

「〇mに1回又は1施工箇所に〇回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	5	半たわみ性舗装工 (基層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
						幅	各層毎 40mに1回 〔整正後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	6	半たわみ性舗装工 (表層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
						浸透性ミルク注入 状況	400mに1回 〔注入時〕	
						平坦性	1工事1回 〔実施中〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	1	排水性舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎 400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎 400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎 200mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)舗装工事編 多点計測技術(面管理の場合)」に より「厚さあるいは標高較差」を管 理する場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎 40mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)舗装工事編 多点計測技術(面管理の場合)」に よる場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

※撮影頻度

「○mに1回又は1施工箇所に○回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	2	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎 400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎 400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)舗装工事編 多点計測技術(面管理の場合)」に より「厚さあるいは標高較差」を管 理する場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎 40mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)舗装工事編 多点計測技術(面管理の場合)」に よる場合は各層毎 1 工事に 1 回 〔整正後〕	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	3	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎 400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎 400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	1,000 m ² に1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)舗装工事編 多点計測技術(面管理の場合)」に より「厚さあるいは標高較差」を管 理する場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎 40mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)舗装工事編 多点計測技術(面管理の場合)」に よる場合は各層毎 1 工事に 1 回 〔整正後〕	

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

※撮影頻度

「○mに1回又は1施工箇所に○回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	4	排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎 400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎 400mに1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎40mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)舗装工事編 多点計測技術(面管理の場合)」に よる場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	5	排水性舗装工 (基層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	6	排水性舗装工 (表層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	
						タックコート、プ ライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
						平坦性	1工事1回 〔実施中〕	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	10	1	透水性舗装工 路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎 400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎 400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)舗装工事編 多点計測技術(面管理の場合)」に より「厚さあるいは標高較差」を管 理する場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎 40mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)舗装工事編 多点計測技術(面管理の場合)」に よる場合は各層毎 1 工事に 1 回 〔整正後〕	

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

※撮影頻度

「〇mに1回又は1施工箇所に〇回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	10	2	透水性舗装工 表層工	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
						平坦性	1工事1回 〔実施中〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	1	ゲースアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎 400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎 400mに1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎 40mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)舗装工事編 多点計測技術(面管理の場合)」に よる場合は各層毎 1 工事に 1 回 〔整正後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	2	ゲースアスファルト舗装工 (基層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	3	ゲースアスファルト舗装工 (表層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
						平坦性	1工事1回 〔実施中〕	

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

※撮影頻度

「○mに1回又は1施工箇所に○回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工事編多点計測技術(面管理の場合)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎40mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工事編多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	2	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工事編多点計測技術(面管理の場合)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎40mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工事編多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

※撮影頻度

「〇mに1回又は1施工箇所に〇回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	3	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・瀝青)安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	1,000㎡に1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)舗装工事編 多点計測技術(面管理の場合)」に より「厚さあるいは標高較差」を管 理する場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
					幅	各層毎40mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)舗装工事編 多点計測技術(面管理の場合)」に よる場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕		
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	4	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
						幅	各層毎40mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)舗装工事編 多点計測技術(面管理の場合)」に よる場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

※撮影頻度

「〇mに1回又は1施工箇所に〇回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	5	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)	石粉、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
						スリップバー、 タイバー寸法、 位置	40mに1回 〔据付後〕	
						鉄網寸法 位置	40mに1回 〔据付後〕	
						平坦性	1工事1回 〔実施中〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔型枠据付後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)舗装工事編 多点計測技術(面管理の場合)」に より「厚さあるいは標高較差」を管 理する場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕	
						目地段差	1工事に1回	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	6	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)舗装工事編 多点計測技術(面管理の場合)」に より「厚さあるいは標高較差」を管 理する場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕	
						幅	各層毎40mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)舗装工事編 多点計測技術(面管理の場合)」に よる場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕	

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

※撮影頻度

「○mに1回又は1施工箇所に○回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	7	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)舗装工事編 多点計測技術(面管理の場合)」に より「厚さあるいは標高較差」を管 理する場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
					幅	各層毎40mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)舗装工事編 多点計測技術(面管理の場合)」に よる場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕		
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	8	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント(石灰・瀝青)安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	1,000㎡に1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(舗装工事編 多 点計測技術(面管理の場合)」により 「厚さあるいは標高較差」を管理す る場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
					幅	各層毎40mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)舗装工事編 多点計測技術(面管理の場合)」に よる場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕		

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

※撮影頻度

「○mに1回又は1施工箇所に○回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	9	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
						幅	各層毎40mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(舗装工事編 多 点計測技術(面管理の場合)」によ る場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	10	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	敷均し厚さ 転圧状況	400mに1回 〔施工中〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔型枠据付後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(舗装工事編 多 点計測技術(面管理の場合)」によ り「厚さあるいは標高較差」を管理す る場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
						平坦性	1工事1回 〔実施中〕	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	11	コンクリート舗装工 (連続鉄筋コンクリート舗装工)	石粉 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
						鉄筋寸法、位置	80mに1回 〔据付時〕	
						横拡張目地部 ダウエルバー 寸法、位置	1施工箇所に1回 〔据付後〕	
						縦そり突合せ 目地部・縦そり ダミー目地部タイ バー寸法、位置	80mに1回 〔据付後〕	
						平坦性	1工事に1回 〔実施中〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔型枠据付後〕 〔スリップフォーム工法の場合は打 設前後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)舗装工事編 多点計測技術(面管理の場合)」に より「厚さあるいは標高較差」を管 理する場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
						目地段差	1工事に1回	

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

※撮影頻度

「○mに1回又は1施工箇所に○回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	1	薄層カラー舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回	
						転圧状況	[施工中]	
						整正状況	各層毎400mに1回	
							[整正後]	
					厚さ	各層毎200mに1回	[整正後]	
					幅	各層毎40mに1回	[整正後]	
						ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工事編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回		
							[整正後]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	2	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回	
						転圧状況	[施工中]	
						整正状況	各層毎400mに1回	
							[整正後]	
					厚さ	各層毎200mに1回	[整正後]	
					幅	各層毎40mに1回	[整正後]	
						ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工事編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回		
							[整正後]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	3	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回	
						転圧状況	[施工中]	
						整正状況	各層毎400mに1回	
							[整正後]	
					厚さ	1,000㎡に1回	[整正後]	
						※コアを採取した場合は写真不要		
					幅	各層毎40mに1回	[整正後]	
						ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工事編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回		
							[整正後]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	4	薄層カラー舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回	
						転圧状況	[施工中]	
						整正状況	各層毎400mに1回	
							[整正後]	
					幅	各層毎40mに1回	[整正後]	
						ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工事編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回		
							[整正後]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	5	薄層カラー舗装工 (基層工)	整正状況	400mに1回	[整正後]
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回	[散布時]
						厚さ	1,000㎡に1回	[整正後]
						幅	各層毎40mに1回	[整正後]
						ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工事編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回		
							[整正後]	

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

※撮影頻度

「○mに1回又は1施工箇所に○回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	1	ブロック舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ	各層毎 400mに1回	〔施工中〕 〔修正後〕 〔修正後〕 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工事編多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕
						転圧状況		
						修正状況	各層毎 400mに1回	
						厚さ	各層毎 200mに1回	
					幅	各層毎 40mに1回		
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	2	ブロック舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ	各層毎 400mに1回	〔施工中〕 〔修正後〕 〔修正後〕 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工事編多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕
						転圧状況		
						修正状況	各層毎 400mに1回	
						厚さ	各層毎 200mに1回	
					幅	各層毎 40mに1回		
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	3	ブロック舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ	各層毎 400mに1回	〔施工中〕 〔修正後〕 〔修正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工事編多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕
						転圧状況		
						修正状況	各層毎 400mに1回	
						厚さ	1,000 m ² に1回	
					幅	各層毎 40mに1回		
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	4	ブロック舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ	各層毎 400mに1回	〔施工中〕 〔修正後〕 〔修正後〕 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工事編多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕
						転圧状況		
						修正状況	各層毎 400mに1回	
						幅	各層毎 40mに1回	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	5	ブロック舗装工 (基層工)	修正状況	400mに1回	〔修正後〕
						タックコート プライムコート	各層毎に1回	〔散布時〕

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

※撮影頻度

「〇mに1回又は1施工箇所〇回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3	2	6	15		路面切削工	厚さ(基準高)幅	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔施工後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工事編多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕	
3	2	6	16		舗装打換え工	幅 延長 厚さ	各層毎1回/1施工箇所 〔施工後〕	
3	2	6	17		オーバーレイ工	平坦性	1施工箇所に1回 〔施工後〕	
						タックコート	各層毎に1回 〔散布後〕	
						整正状況	200mに1回 〔修正後〕	
3	2	7	2		路床安定処理工	施工厚さ 幅	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔施工後〕	
3	2	7	3		置換工	置換厚さ 幅	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔施工後〕	

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

※撮影頻度

「〇mに1回又は1施工箇所に〇回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3	2	7	5		パイルネット工	厚さ 幅	40mに1回又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
3	2	7	6		サンドマット工	施工厚さ 幅	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔施工後〕	
3	2	7	7	8	パーティカルドレーン工 (サンドドレーン工) (ペーパードレーン工) (袋詰式サンドドレーン工) 締固め改良工 (サンドコンパクションパイル工)	打込長さ 施工状況	100m ² に1回又は1施工箇所に1回 〔打込み前後、施工中〕	
						杭径 位置・間隔	100m ² に1回又は1施工箇所に1回 〔打込後〕	
						砂の投入量	全数量 〔打込前後〕	
3	2	7	9	1	固結工 (粉末噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (生石灰パイル工)	位置・間隔 杭径	25本に1回、25本以下は2回 〔打込後〕	
						深度	全数量 〔打込前後〕	
						ただし、(スラリー攪拌工)において、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)固結工(スラリー攪拌工)編」により出来形管理資料を提出する場合は、出来形管理に関わる写真管理項目を省略できる		
3	2	7	9	2	固結工 (中層混合処理)	施工厚さ 幅	1,000m ³ ～4,000m ³ につき1回、 又は施工延長40m(測点間隔25m の場合は50m)につき1回。 〔施工厚さ 施工中〕 〔幅 施工後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)表層安定処 理等・固結工(中層混合処理)編」 により出来形管理資料を提出する 場合は、出来形管理に関わる写真 管理項目を省略できる。	

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

※撮影頻度

「〇mに1回又は1施工箇所に〇回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	5	1	土留・仮締切工 (H鋼杭) (鋼矢板)	変位 根入長	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔打込前後〕	
						数量	全数量 〔打込後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	5	2	土留・仮締切工 (アンカー工)	削孔深さ	全数量 〔削孔後〕	
						配置誤差	全数量 〔施工後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	5	3	土留・仮締切工 (連節ブロック張り工)	法長	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔施工後〕	

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

※撮影頻度

「〇」に1回又は1施工箇所「○回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工	6		落橋防止装置製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	
						製作状況	適宜 〔製作中〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工	7		橋梁用防護柵製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	
						製作状況	適宜 〔製作中〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工	8		アンカーフレーム製作工	仮組立寸法 (撮影項目は適宜)	1橋に1回又は1工事に1回 〔仮組立時〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工	9		プレビーム用桁製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	
						製作状況	適宜 〔製作中〕	
						仮組立寸法	1橋に1回又は1工事に1回 〔仮組立時〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工	10		鋼製排水管製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	
						製作状況	適宜 〔製作中〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工	11		工場塗装工	材料使用量 (塗料缶)	全数量 〔使用前後〕	
						素地調整状況 (塗替)	部材別 〔施工前後〕	
						塗装状況	各層毎に1回 〔塗装後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	13 橋梁架設工	1		架設工 (クレーン架設) (ケーブルクレーン架設) (ケーブルエレクション架設) (架設桁架設) (送出し架設) (トラベラークレーン架設)	架設状況	架設工法が変わる毎に1回 〔架設中〕	

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

※撮影頻度

「〇mに1回又は1施工箇所に〇回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事 共通編	2 一般 施工	14 法 面 工	2	1	植生工 (種子散布工) (張芝工) (筋芝工) (市松芝工) (植生シート工、植生マット工) (植生筋工) (人工張芝工) (植生穴工)	材料使用量	1工事に1回 〔混合前〕	
						土羽土の厚さ	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔施工中〕	
						法長	40mに1回又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
3 土木工事 共通編	2 一般 施工	14 法 面 工	2	2	植生工 (植生基材吹付工) (客土吹付工)	清掃状況	200㎡に1回又は1施工箇所に2回 〔清掃後〕	
						ラス鉄網の重ね 合せ寸法	200㎡に1回又は1施工箇所に2回 〔吹付前〕	
						厚さ(検測孔)	200㎡に1回又は1施工箇所に2回 〔吹付後〕	
						法長	40mに1回又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
						材料使用量	1工事に1回 〔混合前〕	
3 土木工事 共通編	2 一般 施工	14 法 面 工	3		吹付工 (コンクリート) (モルタル)	清掃状況	200㎡に1回又は1施工箇所に2回 〔清掃後〕	
						ラス鉄網の重ね 合せ寸法	200㎡に1回又は1施工箇所に2回 〔吹付前〕	
						法長	40mに1回又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
						厚さ(検測孔)	200㎡に1回又は1施工箇所に2回 〔吹付後〕	
3 土木工事 共通編	2 一般 施工	14 法 面 工	4	1	法枠工 (現場打法枠工) (現場吹付法枠工)	法長	40mに1回又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
						幅、 高さ、 枠中心間隔	枠延延長100mに1回又は1施工箇 所に1回 〔施工後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)法面工編」に 基づき写真測量に用いた画像を納 品する場合には、写真管理に代え ることが出来る。	
3 土木工事 共通編	2 一般 施工	14 法 面 工	4	2	法枠工 (プレキャスト法枠工)	法長	40mに1回又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
3 土木工事 共通編	2 一般 施工	14 法 面 工	6		アンカー工	削孔深さ	全数 〔削孔後〕	
						配置誤差	全数 〔施工後〕	

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第10編 道路編】

※撮影頻度

「〇mに1回又は1施工箇所に〇回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
10 道路 編	3 橋梁 下部	3 工場 製作 工	3		鋼製橋脚製作工	原寸状況	1脚に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	
						製作状況	適宜 〔製作中〕	
						仮組立寸法 (撮影項目は適宜)	1脚に1回又は1工事に1回 〔仮組立時〕	
10 道路 編	3 橋梁 下部	6 橋台 工	8		橋台躯体工	厚さ 天端幅(橋軸方向) 敷幅(橋軸方向) 高さ 胸壁の高さ 天端長 敷長	全数量 〔型枠取外し後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)構造物工編 (試行)」により出来形管理資料を 提出する場合は、出来形計測状況 を1工事1回	
10 道路 編	3 橋梁 下部	7 R C 橋脚 工	9	1	橋脚躯体工 (張出式) (重力式) (半重力式)	厚さ 天端幅 敷幅 高さ 天端長 敷長	全数量 〔型枠取外し後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)構造物工編 (試行)」により出来形管理資料を 提出する場合は、出来形計測状況 を1工事1回	
10 道路 編	3 橋梁 下部	7 R C 橋脚 工	9	2	橋脚躯体工 (ラーメン式)	厚さ 天端幅 敷幅 高さ 長さ	全数量 〔型枠取外し後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)構造物工編 (試行)」により出来形管理資料を 提出する場合は、出来形計測状況 を1工事1回	
10 道路 編	3 橋梁 下部	8 鋼製 橋脚 工	9	1	橋脚フーチング工 (I型・T型)	幅 高さ 長さ	全数量 〔型枠取外後〕	
10 道路 編	3 橋梁 下部	8 鋼製 橋脚 工	9	2	橋脚フーチング工 (門型)	幅 高さ	全数量 〔型枠取外後〕	
10 道路 編	3 橋梁 下部	8 鋼製 橋脚 工	10	1	橋脚架設工 (I型・T型)	架設状況	架設工法が変わる毎に1回 〔架設中〕	
10 道路 編	3 橋梁 下部	8 鋼製 橋脚 工	10	2	橋脚架設工 (門型)	架設状況	架設工法が変わる毎に1回 〔架設中〕	

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第10編 道路編】

※撮影頻度

「〇mに1回又は1施工箇所に〇回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘要		
						撮影項目	撮影頻度[時期]			
10	道路編	3	橋梁下部	8	鋼製橋脚工	11	現場継手工	継手部のすき間	1施工箇所に1回 〔施工後〕	
10	道路編	4	鋼橋上部	3	工場製作工	9	橋梁用高欄製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	
								製作状況	適宜 〔製作中〕	
10	道路編	4	鋼橋上部	8	橋梁付属物工	3	落橋防止装置工	アンカーホルト孔の 削孔長	1施工箇所に1回 〔削孔後〕	
10	道路編	5	コンクリート橋上部	6	プレベーム桁橋工	2	プレベーム桁製作工(現場)	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	
								製作状況	適宜 〔製作中〕	
								仮組立寸法	1橋に1回又は1工事に1回 〔仮組立時〕	
								幅 高さ	桁毎に1回 〔型枠取外し後〕	
10	道路編	6	トンネル(NATM)	3	掘削工	2	掘削工	切羽の状況	岩質の変わる毎又は20mに1回以上 〔掘削中〕	
10	道路編	6	トンネル(NATM)	4	支保工	3	吹付工	岩質	岩質の変わる毎に1回 〔掘削中〕	
								湧水状況	適宜 〔掘削中〕	
								吹付面の清掃 状況	40m毎に1回 〔清掃後〕	
								金網の重合せ 状況	40m毎に1回 〔2次吹付前〕	
								吹付け厚さ (検測孔)	40m毎に3箇所 〔吹付後〕	

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

【その他】

※撮影頻度

「〇mに1回又は1施工箇所に〇回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
その他 (トンネル関係)					トンネル坑門工	厚さ、幅、高さ	1施工箇所に1回 〔埋戻し前〕	
					トンネル (矢板工法)	岩質	岩質の変わる毎に1回 〔掘削中〕	
						湧水状況	適宜 〔掘削中〕	
						埋設支保工(建込間隔、寸法、基数)	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔建込後〕	
						湧水処理工設置状況	全数量 〔設置後〕	
						集水渠(幅、高さ、位置)	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔設置後〕	
						地下排水工(管接合据付状況)		
						地下排水工(フィルター厚さ)	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔投入前後〕	
						矢板設置状況	岩質の変わる毎に1回 〔設置後〕	
						グラウト材料使用量	全数量 〔使用前後〕	
その他 (トンネル関係)				シールド	掘削の地山状態	地質の変化の毎に1回 〔掘削中〕		
					セグメント組立状況	1工事に1回 〔組立後〕		
					二次覆工(セグメント清掃状況)	1工事に1回 〔清掃後〕		
					二次覆工の厚さ	1スパンに1回 〔型枠取外し後〕		

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

【その他】

※撮影頻度

「〇mに1回又は1施工箇所に〇回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
その他 (維持修繕工関係)					アスファルト舗装	打換パッチング	施工日に1回 [施工前後]	
					コンクリート舗装	目地掃除	3,000 m ² に1回 [施工前後]	
						目地充填	3,000 m ² に1回 [施工後]	
						注入工、削孔状況 (位置、間隔)	2,000 m ² に1回 [削孔後]	
						注入工、注入圧	2,000 m ² に1回 [注入時]	
						目地亀裂防止材、張 付け状況	3,000 m ² に1回 [張付け後]	
						局部打換、各層厚さ	各層毎 100mに1回又は1施 工箇所に1回 [施工前後]	
					路肩、路側路盤工	厚さ	100mに1回又は1施工箇所 に1回[施工後]	
					道路除草	施工状況	2kmに1回(1回刈毎) [施工前後]	
					路肩整正	施工状況	1kmに1回	
					新設、更新、修理防護柵類	施工状況	1施工箇所に1回(施工前は 必要に応じて) [施工前後]	
					新設、更新、修理標識類	基礎幅、深さ、施工 状況	基礎タイプ毎5カ所に1回(施 工前は必要に応じて) [施工前後]	
					新設、更新、修理照明灯	基礎幅、深さ、施工 状況	基礎タイプ毎5カ所に1回(施 工前は必要に応じて) [施工前後]	
					視線誘導標	施工状況	施工日に1回 [施工後]	
					清掃(路面、標識、側溝、集水柵)	施工状況	施工日に1回 [施工前後]	
					区画線路面表示	施工状況	施工日に1回 [施工前後]	
						材料使用量	全数量 [施工前後]	
					街路樹植樹	施工状況	適宜 [施工前後]	
					街路樹補強補植	施工状況	適宜 [施工前後]	
					街路樹剪定	施工状況	街路樹 50 本1回、グリーンベ ルト 100m1回 [施工前後]	
					街路樹消毒、施肥	施工状況	街路樹 50 本1回、グリーンベ ルト 100m1回 [施工中]	
					街路樹雪囲	施工状況	適宜 [施工後]	
					排雪除雪	施工状況、機種	施工中に1回 施工中	
					凍結防止剤散布	施工状況	施工中に1回 施工中	
						材料使用量	全数量 [施工前後]	
					河川除草	施工状況、刈草処理 状況	1kmに1回(1回刈毎) [施工前後]	